



もくじ CONTENTS

「東海第2原発等の現状と課題について」 3
茨城県地方自治研究センター学習会報告（2015年7月）	
報告者 東海村議会議員 相沢 一正氏	
資料	
「共通課題についての対応方針」14
平成25年10月9日	
原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議	
（内閣府HP）	

「東海第2原発等の現状と課題について」

茨城県地方自治研究センター学習会（2015年7月）

報告者 東海村議会議員

相 沢 一 正 氏

当センターでは現在、東海第2発電所の過酷事故に備えて、県や東海村をはじめとする市町村が進めている広域避難計画についての検証作業を行っています。東海村についても県との調整を行いながら避難計画の策定を進めている最中です。

センターとしては、策定される県や東海村の避難計画の実効性の課題把握と同時に、東海村は原発の立地自治体であることから、東海第2原発をはじめとする複数の原子力施設の現状と課題についても把握しておく必要があると考えています。

そこで、東海村が経験したJCO事故や東日本大震災時の東海第2原発の実態、それらによる村の変化、そして広域避難計画の課題と評価などのテーマについて、東海村議会議員の相沢一正さんにご報告と意見交換をお願いしました。以下がその概要です。

1. 相沢氏提起

○ 原発は止めるべきだ

規制委員会は過酷事故、シビア・アクシデントは起こるものだとの認識に立って広域避難計画の策定をもとめている。

過酷事故は起こるという認識に立った以上は、原発はやめるべきだというのが結論である。

ひとたび事故が起これば、大地が汚染されてもとの故郷に戻れない、何十年、いや、何百年も帰れなくなってしまうということがすでに明らかになってしまった。避難計画など作りようがない。つくるとすれば再稼働の条件として示すためだ。今までは過酷事故は起こらないということで原発が推進されてきた。おきてしまった以上はやめるしかない。

コンコルドという旅客機の例を考えてみたい。フランスで共同開発されたが、途上で批判が出た。無理に作ったけれども、就航してすぐにやめてしまった。巨大な投資をすると、途中でそれが間違っていると解ってもやめることができない。これを「コンコルドの誤り」という。

「コンコルドの誤り」の例は日本の歴史の中にも数あるのではないか。原子力船「むつ」の場合も問題点が指摘されていて、就航後に放射能事故を起こして修理を余儀なくされた。母港が見つからないという事態になったが、それでも2～3回航行してやめた。あとでやると解体されたという記事を見てびっくりした。大きな投資をすると問題がわかって止めない。もんじゅの問題でも、どうしようもないことがわかってやめるという結論を出さない。財界も国も研究者集団も、原子力に過去たくさんの投資をしたから、将来さらに投資をするというそういう宿阿から抜け出せていない。原子力政策も日本の政策集団の宿阿を表している。

○ 東海第2原発、5つの問題点について

(1) 老朽化

ア. 東海第2原発の危険性の最大のものは老朽化である。東海第2は37年が終わって、間もなく38年になる。再稼働しても40年ルールでいけば、すぐに廃炉。だから再稼働をする場合は延長を考えている。

イ. まず压力容器の問題。核分裂・連鎖反応を燃料棒の中で起こして発熱させその熱を利用している。その時に出る中性子が压力容器の炉壁にぶつかって炉壁を脆化（ぜいか）させていく。その程度を容器の材質と同じ試験材を入れておいて、それを取り出すことによって調べている。ただそのデータをなかなか出さないが、脆化が進んでいる可能性が高い。建設時には30～40年を想定して、ぎりぎり40年間に取り出す分の試験片を入れている。20年延長するとなるともともと入れておいたものがゼロになってしまう。これは脆化問題を考える上では、基本的な材料が失われる、危険な状態になるので

はないかという大きな問題である。

- ウ. 2番目がシュラウドのひび割れという問題。シュラウドのサポート部分の応力腐食割れという問題が指摘されている。燃料棒をぐるっと取り巻いている隔壁といわれるもので、水の流れを調整したり、中性子が直接炉壁に当るのを防ぐ役割したりしているが、それが割れると大きな問題になる。
- エ. つぎがよく火災が発生するが、ケーブルの劣化火災が発生したら炉心に進むということが考えられ、規制委員会も問題視している。東海第2が造られたころには普通ケーブル、今の新しい原発は難燃性ケーブルを使っている。取り換えればいいのだが取り換えられない。そこで防火塗料を塗るということが対策として考えられている。ただ全体18kmにも及ぶケーブルにどうやってむらなく防火塗料を塗るのか、また検査をどうやって行うのかという問題がある。
- オ. 四番目は配管の問題。特に曲がり角は削れて薄くなっており、大口径の配管を取り替えられないという問題。炉心に近いところの配管の交換ができない。

(2) 使用済み燃料の問題

次は、使用済み燃料が貯まってきているという問題。6階建ての建屋の5、4階の燃料プールに収納されている。崩壊熱を出し続けていて、絶えず冷却しなければならない。格納容器の中とは違って、建屋という不安定な構造の中に置かれている。

福島第1の4号機の建屋が倒壊することを原子力委員会の秋田委員長は懸念してレポートを作っていた。アメリカは80kmよりさらに遠くへの避難を求めている。そのくらい使用済み燃料は大きな問題である。

東海ではすでに90%まで貯まっている。乾式貯蔵施設の貯蔵容器には完成分の88%まで貯まっていて満杯に近い。六ヶ所村での再処理計画も頓挫している。中間貯蔵施設を作っているが、六ヶ所が動かなければ問題の先送りにしかならない。

(3) 複合災害の問題

3番目の問題は、地震津波と原子力事故が重なる危険性が高いという問題。地震調査研究推進本部によると、30年以内にマグニチュード6.7から7.2の地震が発生すると予測されている。電源の喪失や津波による被害を考え対策が取られているが、全て可搬式の対応策であり構造に組み込まれたものではない。可搬式ということは、事故時に運転手がいなかったり、津波によって運搬できなくなるなどの問題がある。

(4) 高レベル廃棄物の問題

4番目は原子力施設が集中していることに伴う問題である。それぞれの稼働の結果であるが、さまざまな放射性廃棄物が貯まっている。特に問題は再処理工場の高レベルの廃液、

プルトニウム溶液という超危険な廃棄物である。事故が起こった場合、東海第2への連鎖反動的に重畳して大事故が起こる。

今415立方メートルの高レベル廃液がある。燃料棒をぶつ切りにしてプルトニウムと燃え残りを除去した廃液で、放射能・核物質が含まれている。セシウム137だけをとってみても、福島で起こった事故の80倍を超える量であり、原発以上に危険な状態である。この実態に対する指摘が弱いと思う。

溶液では不安定なので、ガラス固化を試みているが、施設が事故で機能していない。現在までに247本たまっているが、415立米を全部処理すると20年もかかる。東海第2原発の危険性とは別の大変な問題である。ガラス固化すれば大丈夫かといえば、固化体の表面の放射能はそばにいと20秒で死ぬというレベル。そこで地下300メートルとか1000メートルとかに埋設しようという計画があるが、その最終処分場が決まっていない。

高レベル廃液の問題点は、絶えず崩壊熱を出しているので、沸騰すると大気中に放射能が飛び散るといふことと、水素が発生して一定の濃度以上になると水素爆発を起こして飛散するといふ点にある。沸騰防止のための冷却水と爆発防止のための水素掃気が必要となり、そのための電源が必要となる。冷却できなくなると35時間で爆発するといわれている。そういった危険な施設が東海第2原発のそばにあるという問題である。

(5) 広域避難計画の問題

五番目は30km圏内に98万人いる住人をどうやって逃がすか、とても避難は無理だろうと言われている広域避難計画の問題で、無理な計画を作ろうとしている。

東海第2原発にはこれらの問題があるが、規制委員会での審査は(1)～(3)が中心であり、どういった結論になってくるのか見ているところだ。

また、東海第2原発取り消し裁判の中でも議論をしているところで、これからも追及をして行く。

○ JCO臨界事故の捉え方について

(1) 東海村はもちろん、茨城県全体としても経済を含めて大変大きな被害を受けた。この事故の捉え方について、原子カムラ、原子力推進の側は、原子力体系の中核はエネルギーとしての原子力発電であり、そこには何の問題もない。JCO事故はそれとは直接無関係に、その周辺で起こった、町工場のような施設での人為ミスとして起こったものだと強調する。極力原子力本体に影響が及ぶような事故ではなかったとして、事故の本質に蓋をしようとしたのが原子カムラの動きだった。

(2) しかし、完全に蓋をしきれないで、JCO事故の結果として、原子力災害対策特別措置法が制定された。それまでは、放射能が大量に放出されるような事故は起こらないもの

だという安全神話があった。その後も、安全神話は続くことにはなるが。

内容は、事故が起こった時にオフサイトセンターで放射能の測定をしながら避難の指示を出すというもの。それとは別に、保安院が設置され、原子力保安専門官が保安院の各地方事務所に配置されることになった。

しかし、3・11ではそれらはほとんど機能しなかった。福島ではオフサイトセンターが5 km圏内に設置されていたが、職員が逃げ出して機能しなかった。

○ JCO臨界事故が村民と村に与えた影響

(1) それまでの、原子力と共存し発展していくという行政の在り方について、反省が生まれた。それは、事故という現実に向き合った反省だった。

一つには、臨界事故は20時間続いた。事故は、初めの爆発、バーストといわれる30分間と、プラトーと呼ばれるゆるやかに核分裂が進む時間を合わせて20時間続いた。その中で地域住民は原子力というものの怖さを共有したということである。

(2) 二つ目は、原子力の恩恵も受けてきたが、東海村に集中した原子力施設の中のひとつが事故を起こした、そういう危険も蓄積してきた事に気づいたことである。

(3) 三番目は、被爆するような事故が起こったことである。2名の方が亡くなり、重篤な被ばくを受けた方が1名いた。40ミリ以上の被爆を受けた人もおり、600名以上の住民が低線量の被爆をした。そして、被爆した人の健康診断が行われるようになり、それは今も続いている。

(4) これらのことが、大きく村政を動かす契機になったのである。村上村政の中で原子力に物申すことができるようになり、原子力科学へシフトしていくことになった。村上村長という固有の人格の影響もあったとは思いますが、それ以上に45年から50年を経た原子力推進体制が制度疲労を起こしていて、同時に施設面でも疲労が蓄積していて、考え直す転換点に入っていたという歴史的な背景があったと思う。

そのような動きがその後続いていて、3・11がさらに大きな転換点になった。

○ 3・11について

(1) 福島第1の放射能の直接的な影響がまずある。福島県の現地では、住めない土地、農業生産ができない土地ができてしまった。漁業もできなくなった。避難区域ではなかった福島市や郡山市でも、学校の運動場の土地を入れ替えるとかあまり外に出ないなどの措置をとらざるをえなかった。甲状腺がんの検査もしなければならない。なにより、家族の離散そして地域の崩壊といった事態を引き起こしている。

山本義隆さんは「福島事故について」という本の中で、自然の中ではまず起こることのない核分裂の連鎖反応を人工的に出現させ、自然界にはほとんど存在しないプルトニウムのような猛毒物質を作り出すことは許されるべきではないと述べている。

原発の最大の問題は、人工放射能を作り出して、それを無毒化できないところにある。福島事故から学べば、原発は廃炉しかない。

大飯の差し止め判決は人格権の侵害だとした。原発は、本来守るべき国土を消滅させ、人間と人間集団の生活と歴史が失われるような事故を起こしたのだ。

(2) 東海第2原発は、敷地全体が東へ1.2mずれ、垂直に0.2メートル沈下し、目に見えないところでダメージを受けていると思われる。

津波の痕跡は5.4メートルで、危機一髪で被害を免れた。あと70センチメートルで海水ポンプが水没し、非常用ディーゼル発電機が電気を供給できなければ、冷却機能が失われて福島と同じ大惨事になる状況だった。

ところが一難去ってまた一難で、工事が十分でなかったところから海水が浸入してきて、4時間後には海水ポンプ1機が水没するという事態になった。そして、非常用発電機1機が停止し、それにつながっていた冷却システムの1基がダメになったが、3系統あるので冷却はできた。

ただし、たえず沸騰して泡がいっぱい出て圧力が高まったので、蒸気逃がし安全弁を使って逃がした。そうすると原子炉の水位が下がって燃料棒が出る危険があるのでまた弁を閉めるという操作を、18基ある弁で、自動もあるがほとんど手動で170回行った。弁が故障したらどうなるかわからないという現実であった。あとの調査で1基が壊れていることが判明している。

そのようなことで、一般にいわれているように東海第2は無事だったということではなく、その内実は大変だったということであり、裁判の中でも明らかにしていきたい。

○ 3・11以降における考え方の転換について

(1) 3・11の事故で安全神話は崩壊した。5重の壁で放射能が外へ出るのを閉じ込めるということがダメだったからだ。

閉じ込めの最後の砦が格納容器だが、それが爆発したら大変だということで、最初から格納容器に穴をあけることにした。それがベント装置だが、スリーマイルの事故以降密かに配管の取り付けがはじまって、東海はだいぶ後になって取り付けた。そして今度は、フィルター付きベントを設置するとしている。

(2) 問題は、閉じ込めの最後の砦が格納容器であるとしていたものを、閉じ込めをやめて放射能を外に出すという安全対策に変えたことだ。この転換は、本当は閣議決定などではなく、国民的議論を行い方向を決めるべきものだが、そうならないで来てしまっている。

そのような思想のもとで、民主党政権下で決めた2030年代までに原発をゼロとするという目標をひっくり返して、2030年には原発比率を20%から22%にするという計画が政府の中で出てきている。これは原発の再稼働を推進する政策に他ならない。

○ 広域避難計画をどう見るか

(1) そのような大きな政策の転換に即して考えれば、広域避難計画を作ることが重要であるとは思わない。やはり廃炉という選択をしていくことが今日の課題である。

計画を作る側は、再稼働のための計画ではなくて、東海村にはほかにも原子力施設があり、事故が起こった時に被爆しないための計画だとしている。

そうだとしたら、過酷事故に対する広域避難計画ではなくて、一般的な避難計画とすればいいのではないか。避難計画が不必要だとは思わないし、作っておいてよいと思うが、出来るだけ実効性のあるものにしなければならない。

しかし、おそらく無理であって、どこまで行っても実効性のあるものは作れないと思う。避難ということは、避難先から戻って来なくては避難とは言えない。戻って来れないという前提に立った避難計画というものは論理的に矛盾している。

○ 村の将来像について

(1) 原子力センター構想というものが3・11以前に出されたが、検討が進んでいないまま頓挫している。

センター構想は、たんにエネルギーとしての原子力の開発だけではなく、高度な原子力科学、素粒子科学のようなものと合体しながら、どちらかといえば素粒子科学に力点を置いた科学都市を目指そうとしていた。

原子力エネルギーについては、原発をすぐなくすということはとりあえずとして、再処理の方、プルトニウムを利用する体系の方については比較的否定的意見があった。原発を続けるということについては、3・11の時にも、前の段階の高度科学都市構想の時にも残っていた。問題点を薄めようという動きが非常にあって、全体的には残さざるをえず、残っていった。ただ3・11後になって、廃炉のための技術が必要であるという面で検討されている。

(2) 3・11後になっては、原子力の利用にはリスクがあるということで、将来像に原子力発電所を入れるのか否かが争点になってきた。流れの中では、原子力発電所の現存を前提にしないで構想しようということになっている。

その中では、安全を高めるための人材を育成する必要がある、世界の原子力の安全に貢献することが必要だとされている。また、福島や原子力規制庁を支援するとし、基礎科学の重要性についても対応していくとしている。

方向としては原子力発電所そのものは前提にしないと言っているが、原子力の安全の技術のためには貢献しようということで、非常にはっきりしない形で検討が終わっている。その時にはまだ、規制委員会の田中委員長が有識者のメンバーだったが、今はその人もいなくなったということもあって、その後審議が滞っていて、新しい動きはない状況だ。これからの課題である。

- (3) 私としては、農業生産とそれと結ぶ商工業を自立的なものとして確保して、その上に原子力科学、Jパークでの研究を、安全性を監視したうえで進められればと思う。何よりも、農業と商工が結びついて地域の中で循環できる仕組みが必要である。そうすることによって社会の土台を強くしたいと思う。

2. 質疑（要旨）

<発言者>

- ・ 相沢氏 東海村議会議員
- ・ 帯刀 センター副理事長
- ・ 鈴木 同

(1) 広域避難計画策定の困難さ

- ・ 鈴木 東海村では独自ルートを考えるようですが。県との話し合いの中では、県が提示したものに従ってもらうという考えです。
- ・ 相沢 山田村長も、外部に出すときには別だが、内部では住民の疑問に答えるためにはある程度シミュレーションをして出さないと納得しないだろうと考えている。当然、それを外に出せば他の市町村への影響や県との関係が出てくるので出すときには注意が必要だとは考えているようだ。

風向きを考えても、東京方面に流れるということで県は考えているようで、そうは言っていないが、年間をとってみるとそうだといいことらしいが、以前風向きのシミュレーションをしたときはそうだった。

しかし、風向きは絶えず変わるものだし、季節によっても変わる。風向きを考えると、いくつもの避難ルートを考えなければならない。東海は、守谷、つくばみらい、取手が避難先だが、いくつも避難先を考えなければならなくなる。

- ・ 鈴木 国は原子力に関しては、国が一元的に管理をする、市民や自治体が口をはさむことは相成らんというような立場をとっていて、従って県によっては県が提示したものに従ってもらうという所がある。茨城県は、30km圏に96万人を抱えているので、自治体の協力を得ないと計画が出来ない。自治体とも話し合うということで、多少柔軟なところを見せていると思われる。県の強制性がどこまであるのか解らないところがある。
- ・ 相沢 原子力災害特別措置法の中では、国が基本方針を出して、自治体が地域防災計画を作るということになっている。各自治体は対等だということだ。ただ全体を調整するために県が調整に乗り出さないと自治体間でのすりあわせが進まないということ

でいえば、多少の上下関係はあるとは考えられるが、基本的には地域防災計画は自治体がつくるものである。

しかし、国は基本計画を作っても審査を行わない。自治体任せになっている。作成されたものが合理的かどうかについて、どこがどう判断するのか、判断してお墨付きを出すところがない。つくればいいということになっている。

再稼働のために作るのではないと言っているが、今は一つの条件として、再稼働の前に計画ができていなければだめだとなっているので、事実上は再稼働の条件になっている。

国が安全審査をして、規制委員会が基準に照らして適合していると言っても、安全であるということを行っているのではないといっている。一方で、避難計画には関与しない、国は関与しないということになると、一体どこが安全を担保するのか、全く分からない状況になっている。

- ・鈴木 茨城の状況として、東海第2の他にも原子力施設が集中していることの危険性があるので、避難計画は作成する必要があると理解したのですけれども。
- ・相沢 そこは難しいところだと思う。再稼働とは絡んでいないといいながら、絡んでいるから。今までも、一定期間後には戻って来れるという程度の、一般的な防災計画は作られていたが、今回の計画は、福島事故を踏まえてどうするかという話であって、過酷事故が起こった場合、それに対応するような避難計画は作れないと言うほかない。厳密に指摘していったら、そういう計画は出来ないということになる。

(2) 東海村の今後について

- ・帯刀 原子力センター構想というのはどこの資料ですか。
- ・相沢 東海村の有識者懇談会で審議されたものをまとめたものです。最終的に議会にかかったものではない。
- ・帯刀 東海村の現在および今後は、さしあたっては、ある程度こういう形で行くと見ているのでしょうか。
- ・相沢 曖昧ですね。
まず東海第2をどうするかを、再稼働をさせないということをはっきりさせてから原子力に対する考え方について考えるべきだ。
- ・帯刀 村上さんはないといった感じだった。そこで水俣の前の市長さんと呼んだり、行ったりして交流を深めようとしていた。今の村長さんは、ちょっとニュアンスが違うという感じがしている。
- ・相沢 山田村長は、今は再稼働について自分の意見を言う段階ではない、言うときは、国がどうだからとか、県がどうだからということではなく自分で判断するといっている。もう少し意見を聞いて判断したいと言っている。その時の条件は、まず規制委

員会の審査結果がどうなるのかということ、次が村の避難計画ができるかどうかということ、三つ目が住民の意向。住民の意向をいちばん重視したいと言っている。

住民の意向が議会の意向とどのようにつながるかという問題がある。議会の意向で代弁させるのか、住民アンケートをやるのか、いずれにせよ住民の意向を一番大事にすると言っている。

・帯刀 実際に、村民の意識調査とか、アンケートとか、投票とかやれば、やっぱり半々の結果が出てくるというような現状なのか。

・相沢 調査結果を見てみると、止めるという方がちょっとだけ多い。アンケート調査をやるのか、投票をやるのかも今のところ決まっていない。

彼は、意見を聞きたいとして、ジャスコのコーナーを使って、意見を言いたい人は言ってくださいと言って意見を聞くことを続けている。

(3) 避難計画の作成は困難

・鈴木 5 km圏にあれだけの人がいることを考えれば、避難計画はできないのでは。

・相沢 5 km圏がまず避難して、他は自宅待機をして、車もスムーズに流すと言っても、そうなるかどうか。しかも健常者だけではなく支援が必要な人もいるので、そう簡単にはいかない。

まず、避難の通報が来るのかどうかという問題があり、事故の段階に応じて誰が判断するのか。

・鈴木 県とのやり取りの中で、モニタリングポストを増やすとのことだが。

・相沢 増やしても、もうその時には放射能は来てしまっているということだから、被爆してしまうということになる。被爆しないための計画なのだから。県はスピーディは使わないとしている。村もそうだ。

(4) 東海村はどこを目指すのか

・帯刀 原子力については原研などの歴史があるから、少しだけ、全国より半歩でも進んでないかみたいな雰囲気、住民の中、議会の中になのかどうか。

村上さんは、水俣が国際環境モデル都市づくりを目指していて、世界の首長に来てもらってシンポジウムをやるとか、水俣に興味を持ってくれる音楽家、芸術家を受け入れる取り組みをしていることに感化されていたように見えた。そういった意味で、村上さんは、原子力では、半歩、1歩ほかに比べれば先に行く、行っていると思っていたのでは。大学の講義でもそんな風に聞こえた。

・相沢 水俣が水俣病から、公害から脱皮して新しい環境モデル都市に脱皮した、そこに学ぼうとしたのではないか。東海は原子力のまちだけど、どう脱皮するかということをもろろ考えていたのではないか。エネルギーとしての原子力ではなく、素粒子論的な、

基礎科学的な分野での先端的な都市を考えていたのでは。

- ・帯刀 センター構想には、それが少しは表れている？
- ・相沢 ただ、一番基礎になっている原発をどうするかということが曖昧だ。前の段階でも、原発ははっきりやめるという方向で出していたわけではない。
- ・帯刀 村上さんもはっきりとは出していない？
- ・相沢 検討委員会の中でも、明確にこれでいきますとは言っていない。だから曖昧なんです。結局、最後の再稼働の判断でどちらかに行くかで決まってくると思う。
- ・帯刀 そうすると結局、避難計画と同じように、再稼働のための計画に結果としてなる可能性がある。
- ・相沢 再稼働のためというか、再稼働ということが出れば、それに沿ってもっとははっきり書き換えられると思う。素粒子論的な原子力科学の分野をもとにJパークもできたわけだから、それを強調していくことはあっても、今まで通りエネルギーとしての原発を続け、特に人材育成ということになっていくことになると思う。
だから再稼働の問題がどうなるか、一番注視していかなければならない、そこがどうなるかを。

(以上)

資料

本号から、福島第一原発事故という取り返しのつかない大事故を踏まえた原子力災害への対応のひとつである広域避難計画策定に関して、国の方針のうち重要であると思われる事項について掲載します。

理由は、前号までに茨城県の広域避難計画について、まとまった計画や策定経過における論点等について掲載してきたところ、国の方針や自治体への関与の事例があるのであれば、県の論点と比較をしながら議論をしたいのでぜひ掲載してほしいとの問い合わせがあったことです。

(また、国の方針等は現時点ではホームページに掲載されていますが、いつまでも掲載される保証はなく、ペーパー化されていないと後日の検証時に不都合をきたすと判断したこともあります)

しかし、広域避難計画については問題点が指摘されてきています。国が設置したワーキングチームが中心となって策定した計画の適否を、国の原子力防災会議が判断するのは問題であるという指摘や新たな規制基準のもとでの原発再稼働の環境づくりの手段であるという批判、さらにはアメリカにおいては原発新設時の審査対象に避難計画が含まれているのではないかとといった避難計画の根幹に関わる指摘などです。

全国13の原発立地地域では、様々な条件や政府の思惑などにより作業の早い遅いはあっても、避難計画策定作業は進行しています。原子力災害対策特別措置法における避難計画などを含んだ原子力災害対策指針の策定と実行の義務をはじめとして自治体には法的な要請があるからです。

川内原発の再稼働では、薩摩川内市長は「基本的には、再稼働と避難計画と切り離して考えている」として、市議会での再稼働を求める陳情の採択を受けて、再稼働を進める国の方針を理解するとの表明を行いました。しかし、「5キロ～10キロについても計画を立てる必要がある」との認識も表明しました。

東海第2原発が立地している茨城県においても作業は進んでいます。東海第二原発の再稼働の判断をめぐっても、県と東海村の広域避難計画は大きくクローズアップされるものと思われます。

本号に収録した原子力災害対策指針を踏まえた「共通課題についての対応方針（原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議）」（内閣府HP）には、国の問題意識が明確に示されています。原子力防災会議が避難計画を了承するのであれば、少なくとも共通課題として提起された様々な論点が解決されていなければなりません。収録した資料が活用されれば幸いです。

共通課題についての対応方針

平成25年10月9日

原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議

1. 避難計画の項目等

市町村の避難計画の具体的内容は、住民、県、国、防災業務関係者が共通して認識することが必要となるため、市町村は、避難計画の基本的な項目について速やかに作成・公表し、周知を図る必要がある。

そして、基本的項目以外についても、通勤者や観光客等の避難、自然災害との複合災害が発生した場合の避難、避難が困難となる地域固有の気象条件下での避難など、様々なケースについて順次検討を進めることが大切である。

一方で、行政機関等による避難等のオペレーションにおいては、避難計画の他にも様々な情報を活用して防護対策を講じていくこととなるので、緊急時における迅速・円滑な対応のため、具体的な対応を念頭に、国、道府県、市町村、防災業務関係者が連携して、関係情報を収集・整備し、訓練やシミュレーション等を通じて、実効性・有効性を確認しながら、関係情報の収集等を継続的に充実・改善していくことが重要である。

(1) 市町村が作成する住民の避難計画の基本的項目

① 地区別の避難住民の避難先等の一覧表

- ・避難行動の単位となる対象地区別に、人口・世帯数、避難行動要支援者数、(集団で避難する場合の)一時集合場所、一時集合場所の住所、避難先、避難先の住所、避難経路(使用道路など)、等を記載し、一覧表として整理する。
- ・P A ZとU P Zの別、原子力発電所からの距離、原子力発電所からの方角を記載する。
- ・人口や世帯数は変動するため、時点を明記し定期的に更新する。
- ・先行する自治体の記載例は別紙1のとおり。

② 住民への避難情報の伝達手段、移動手段、事前周知事項

- ・住民への避難指示等の伝達手段や伝達経路を記載する。
- ・住民の移動手段(自家用車の扱い含む)を記載する。
- ・避難に当たっての住民へ周知事項のうちあらかじめ周知が可能な一般的な内容について記載する。

(2) 円滑な避難等オペレーションのため関係者で整理・収集する情報

原子力災害対策指針で示された防護措置実施の流れを踏まえて、各段階で関係者の状況認

識の統一を図るためや意思決定を行うための基本情報例は、別紙2のとおり。なお、既に地域防災計画及び同資料編に記載されている項目も多いため、既存の情報を整理し、不足する情報の収集等を進める。

2. 避難行動要支援者の避難支援

(1) 基本的な考え方

① 避難行動要支援者への対応

災対法の改正により、避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。）の名簿の作成が市町村長に義務付けられるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）作成。別紙3。）において、避難行動支援のために取り組むべき事項が示されている。

避難行動要支援者については、原子力災害時についても、取組指針を活用し対応する。

② 「施設敷地緊急事態要避難者」の考え方

原子力災害対策指針（平成25年9月5日改正）における施設敷地緊急事態要避難者には、避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者が規定されている。

ここに言う「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民の避難に比べて実施に時間を要するケースを想定している。従って、自ら避難できる者はもちろんのこと、例えば、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者は、施設敷地緊急事態要避難者に該当しない。

③ 原子力災害時に避難行動要支援者を避難させる場合の考え方

避難行動要支援者の避難は、あらかじめ体制等を整備し、発災時に迅速かつ円滑な避難支援を行うというのが基本である。

その上で、原子力災害時については、避難の実施によりかえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する。

(2) 原子力災害に特有な事項として検討すべき事項

① 医療機関・社会福祉施設等による避難準備

重点区域内にある、病院等の医療機関や社会福祉施設等（以下、「入所施設」という。）は、入院患者・入所者の避難に関する計画をあらかじめ作成する。

この計画においては、入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておくとともに、避難により健康リスクが高まらないと施設長又は施設管理責任者が判断する入院患者・入所者を、原則として重点区域外の同等の施設に避難させる体制を整備することが望ましい。

先行する自治体が生している社会福祉法人のための避難計画作成マニュアルの項目は別紙4のとおり。

② 自治体による補完体制の整備（調整委員会の設置）

道府県及び市町村の保健福祉部等は、行政区域内にある入所施設の避難の計画をあらかじめ把握するとともに、原子力災害時に各入所施設の避難が計画通り実施出来ない場合に備えて、緊急時に搬送先や搬送手段の調整を行う調整委員会の設置等の体制を、あらかじめ整備する。先行する自治体の取組は、別紙5のとおり。

この調整委員会は、緊急時に入院患者・入所者の受入れ先や移動手段の調整を行うとともに、平常時においても、各入所施設がそれぞれの避難先を確保するための調整機能を担うことが期待される。

③ 国による支援

福島事故においては、国は、入院患者・入所者の広域避難に当たって、関係団体と連携しつつ、避難先施設の特定、受入可能人数の把握、応援職員の派遣可能人数等を集約し、被災地域の自治体に情報提供を行ったほか、広域医療搬送を行った。また、被災地域の医療体制を確保するため、病院において定員以上に入院させること、病室以外の場所に入院させること、病床の種別に関わらず入院させること等の医療法の取扱いについて各自治体に通知した（別紙6）。

これらの事例を踏まえ、国は、被災地の状況や応急対策の実施状況を把握しつつ、適時に同様な支援を行う。

3. 避難のための搬送等への支援

(1) 民間企業等との搬送協力協定

避難行動要支援者を含む住民や医療機関・社会福祉施設等の入院患者・入所者の避難の際の移動手段については、道府県及び市町村において、必要となる搬送需要をあらかじめ把握し、これに対応する搬送力の確保を図ることが基本となる。

具体的には、道府県及び市町村が自ら所有するバス等の車両等を用いたり、民間企業や他の自治体からバス等の搬送力を提供してもらうこととなる。その際、民間企業等からバス等の車両等のみが提供されておりその運転手等が不足する場合を想定して、大型免許を所有する自治体職員（他の自治体からの応援含む）が運転等するなど、緊急時のバス等の車両等の運転手等の手配について検討する。

また、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請・指示することも出来る。先行する自治体の対応事例を別紙7に示す。

(2) 民間企業の運転手等の被ばく線量の目安

民間企業等から車両等と共にその運転手等を提供してもらう際、運転手等の被ばくの線量の目安と、被ばくした場合の責任を明確化してほしいという要望があることから、これを整理すると次のとおり。

民間企業の運転手等は、放射線業務従事者や防災業務関係者とは異なり一般公衆の被ばく線量管理の考え方の適用が適当であることから、道府県及び市町村が民間企業との協力協定を締結する際に前提とする運転手等の被ばく線量の管理の目安は、ICRP勧告における平時（計画被ばく状況）の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを基本とする。

管理の目安を超えて被ばくすることがないように、運転手等には、防護服や個人線量計等の装備を自治体から提供し、運転手等の雇用者は、個人線量計による被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないよう管理する。

また、放射線及び放射線防護についての知識の取得が重要であることから、原子力規制庁や道府県及び市町村は、研修等の機会を提供する。

(3) 国の支援の考え方

①第一に、平常時の防災体制整備の一環として、国土交通省及び内閣府原子力防災は、連名で、主要な運輸業界団体等に、書面で災害時の住民等の搬送への協力要請を行う。

また、各地域において道府県及び市町村が民間企業等に原子力災害時の協力を依頼したが、民間企業から了解が得られない場合には、当該民間企業の業所管省庁の担当者を入れて、改めて協力を依頼する。（今後、各ワーキングチームにおいて具体的な課題を洗い出し、必要に応じて対応する。）

また、民間企業等の協力を得るに当たって、上記の線量基準以外の課題がある場合には、その課題の解決を支援する。（今後、各ワーキングチームにおいて具体的な課題を洗い出し、必要に応じて対応する。）

円滑な避難のための方策や関係法令の弾力的運用についても、各ワーキングチームにおける具体的な問題提起を踏まえて、あらかじめ検討する。

②第二に、国土交通省は、道府県が自県での輸送力では不足し他県から配車する場合等、各道府県で対応出来ない場合に、原子力災害対策本部を通じた要請に基づき、輸送手段の手配を行う。また、国土交通省は、当該避難輸送に従事する車両について、臨時の営業区域の設定を認めるものとする。

③第三に、原子力災害時において、道府県及び市町村による手配だけでは不足する搬送能力、及び特に国による搬送支援を要請する可能性が高い具体的な搬送については、知事からの要請に基づき、国の実動省庁が対応する。ただし、原子力災害時において、どの程度

の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、当該実動省庁が発災時に置かれている状況や業務の優先順位に依ることに留意する必要がある。

緊急時の対応を円滑化するため、自治体は、知事による実動省庁への災害派遣要請についての手順、連絡調整窓口、連絡の方法（ワンストップ化）を平常時より取り決めておくとともに、避難に係る搬送輸送に関しどのような支援が必要となるかについて、平常時から、搬送需要と自治体の手配できる搬送力を整理した上で、実動省庁の担当者に対し具体的に説明し、認識の共有を図ることが必要である。（今後、各ワーキングチームにおいて具体的なマッチングを図っていく。）

なお、以上の取組によっても住民の避難手段が不足する場合であって、自治体において民間企業等から提供された車両等のみがある場合（運転手等が手当出来ず当該車両等を利用できない場合）には、国は、自治体の要請に基づき各省庁の大型免許を有する者の派遣を協議したり、自治体からの車両等の提供を受け実動省庁が行う対応に利用することも検討する。

4. 住民等の避難支援要請に対する国の体制強化

原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）以降は、国の原子力災害対策本部が設置され、道府県や市町村の要請がある場合には、原子力災害対策本部（実動対処班、住民安全班）が住民等の避難支援の調整を行うこととなる。

道府県の対応能力を超える避難等に係る調整について、国としても、補完的な対応の仕組みを構築し、訓練等を通じて対応能力を高める。

5. P A Z圏住民への安定ヨウ素剤の事前配付

P A Z圏住民への安定ヨウ素剤の事前配付については、自治体職員への「解説書」の説明や医師等への協力依頼の取組を行う。これらの取組は、特に、安定ヨウ素剤配付のための住民説明会を実施する目途が立っている自治体への対応を優先する。

解説書に関する自治体からの質問及びそれに対する回答は別紙8のとおりであり、これを踏まえ修正・追記した解説書（別紙9参照）について、上述の説明を行う。

6. スクリーニング実施の支援体制)

住民等のスクリーニング（含む除染）については、原子力災害対策指針に示された考え方を踏まえ、原子力規制庁が今年度内を目途に解説書を作成・公表する。

実施については、必要な資機材を内閣府原子力防災の緊急時安全対策交付金を活用して道府県が整備し、自治体と原子力事業者が、国の協力と指定公共機関（JNES、放医研、JAEA）の支援の元に行う。国の協力は、道府県の地域防災計画及び要請を踏まえて必要な協力を実

施する。

7. 避難に必要なインフラ、設備、物資の整備・備蓄等

避難に必要なインフラ、設備、物資の備蓄等への国の支援については、複合災害も視野に入れて、各ワーキングチームにおいて自治体の具体的ニーズを確認した上で対応することを基本とする。

内閣府原子力防災は、道府県に対する緊急時安全対策交付金を通じて自治体（消防を含む）の原子力防災資機材の整備を引き続き支援すると共に、交付対象となるものを明確化する。また、広域避難を念頭に、避難先自治体における防災資機材の整備についても同交付金が活用できるよう、交付規程の見直し等の必要な措置を講じる。（現在の運用は別紙10）

以上では十分に対応できないものについては、個別具体的なニーズを踏まえて、追加的な支援実施の可能性を検討する。

円滑な避難オペレーションのための基本情報例

① 区別世帯数・人口及び集合場所・避難所

地域の基本的な情報として、人口分布を把握する。加えて、地域の住民がどこへどのように避難する計画としているか記載する。なお、避難行動要支援者の情報についても、把握する。

- ・地区別（町丁目／行政区別）の人口及び世帯数
- ・地区別（町丁目／行政区別）の避難行動要支援者数
- ・当該地区の原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・当該地区の住民が避難する際に一時的に集合するための集合場所の名称・所在地
- ・避難先の避難施設の名称・所在地
- ・集合場所から避難施設までの避難ルート

② 安定ヨウ素剤備蓄状況

安定ヨウ素剤の備蓄や配布・服用に関する情報について、整理・把握する。

- ・安定ヨウ素剤の備蓄施設名称・連絡先、備蓄数
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用体制

③ 集合場所・避難場所

地域で定められている、集合場所と避難場所の施設に関する情報を把握する。特に原子力災害においては、施設の構造（コンクリート造であるか否か）や収容人員、また、避難行動要支援者の収容に際しては、スロープ・車椅子用トイレ・エレベーター等のバリアフリー対策実施の有無に関する情報も把握なる。

- ・当該施設の施設名称・所在地
- ・当該施設の原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・当該施設の部屋数、建物の構造（部屋数、コンクリート造の種別、階数、広さ）、敷地面積、用途、収容人員、収容車両
- ・管理者及び電話番号、経営区分
- ・バリアフリー対策実施の有無（スロープ・車椅子用トイレ・エレベーター等）
- ・非常用発電設備の有無
- ・スクリーニング及び除染場所
- ・避難支援実施機関の集結場所、活動調整等の拠点（その他支援機関の動向に係る事項）

④医療機関

地域に所在する医療機関に関する情報を把握する。医療機関名称および所在地に加え、災害拠点病院であるか否か、診療科目や職員数の情報も把握する。また、病床数の情報は、避難行動要支援者の受入等に関係することから情報を収集する。

- ・医療機関の名称・所在地、電話番号・FAX 番号
- ・当該施設の原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・診療科目、病床数
- ・職員数（医師・看護師・技師の内訳）

⑤緊急被ばく医療機関

緊急被ばく医療の対応が可能な救急医療機関（災害医療機関）を把握する。また、放射線被ばく、汚染した方の検査や除染を行うために、必要な機材等が備えられている初期／二次／三次の別も把握する。

- ・緊急被ばく医療機関の名称・所在地、電話番号・FAX 番号
- ・緊急被ばく医療の区分（初期／二次／三次）

⑥福祉施設

老人福祉施設、介護福祉施設、障害者福祉施設等、各種福祉施設に入所している方は、関連する情報を把握する。

- ・福祉施設の名称・所在地、電話番号・FAX 番号
- ・当該施設の原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・福祉施設の種別（老人福祉／介護福祉／障害者福祉／その他）
- ・定員
- ・職員数

⑦教育施設

教育施設は災害時には避難施設として用いられることも多いため、避難受入可能数や給食人口、ヘリポートとしての活用可能性の有無についても、情報を把握する。

- ・教育施設の名称・所在地、電話番号・FAX 番号
- ・児童・生徒数
- ・職員数
- ・校舎面積（校庭／校舎／体育館）
- ・避難受入可能数
- ・給食人口
- ・ヘリポート（長さ×幅／緯度経度／照明の有無）

⑧保育施設（保育園、幼稚園）

原子力災害が発生した場合、保育施設にいる乳幼児は、当該施設の情報を把握する。

- ・保育施設の名称・所在地、電話番号・FAX 番号
- ・園児・幼児数
- ・職員数
- ・面積（園舎／その他）
- ・コンクリート造か否か
- ・給食人口

⑨ヘリポート

原子力災害発生時には、国からの要員派遣、被ばく患者の搬送、物資の輸送等、様々な局面でヘリポートが必要となる可能性が高いため、以下の項目について事前に情報整理・把握する。

- ・ヘリポート（適地）の名称・所在地
- ・当該施設の原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・管理者、電話番号・FAX 番号
- ・ヘリポートの長さ×幅／緯度経度／照明の有無

⑩空港

空港に関する情報は、ヘリポートと同様、原子力災害の防災活動において必要となる情報であるため、下記項目を整理・把握する。

- ・空港・飛行場の名称・所在地
- ・当該施設の原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・管理者、電話番号・FAX 番号
- ・滑走路の長さ

⑪港

港に関する情報についても、ヘリポート・空港と同様に、人員や物資の輸送等の局面で必要な情報となる可能性が高いため、本項目にて整理し把握する。

- ・港の名称・所在地
- ・管理者、電話番号・FAX 番号
- ・接岸可能トン数
- ・水深
- ・岸壁等の高さ
- ・岸壁等の長さ

⑫周辺地域気象関連資料

原子力災害においては、気象に関する情報が重要であるため、原子力発電所等施設周辺地域の気象関連資料を整理・把握する。

- ・気象観測所に関する情報（観測所の所在地／観測機関／観測項目）
- ・過去一定年間の周辺測点における風向・風速等観測項目の季節別／日変化の情報⑬環境放射線モニタリング関連資料

平常時より当該地域において測定している環境放射線のモニタリングに関する情報を整理・把握する。原子力事業者による測定、道府県による測定の別も合わせて把握する。

- ・モニタリングポストの名称、所在地、測定器の種別
- ・モニタリングポストの原子力発電所等施設からの方位・距離
- ・空間線量率測定機関（モニタリングポスト毎）
- ・平常時の測定結果

⑭水源地等

原子力発電所等施設より放射性物質が漏洩した場合、必要に応じて飲料水を含めた飲食物の摂取制限が実施される可能性があるため、地域の水源地に関する情報や給水状況に関する情報を整理・把握する。

- ・地域（給水区域）毎の飲料水水源の種類、水源の所在地、給水人口、最大給水可能人口（取水能力）等
- ・水源地の原子力発電所等施設からの方位・距離

⑮農林水産物等

原子力発電所等施設より放射性物質が漏洩した場合、必要に応じて飲食物の摂取制限及び出荷制限が実施されるため、地域の農業・水産業・畜産の状況を整理・把握する。

- ・農業従事者数、農業耕作面積（耕作種別）、収穫面積（品目別）、出荷状況
- ・水産業従事者数、水揚高、出荷状況
- ・畜産従事者数、出荷状況
- ・出荷制限が予想される機関（卸売市場、組合等）の名称／所在地／電話番号⑯防護資機材・避難生活物資等地域においてあらかじめ整備されている、原子力災害に特有の防護資機材や車両等及び住民の避難生活に必要な物資等について、整理・把握する。
- ・防護服、防護マスク、放射線測定器、個人線量計等の防護資機材の備蓄状況（数量・品番・配置先）
- ・車両の保有状況（保有課／所、車種等）
- ・食料、飲料水、毛布等の避難生活に必要な物資等の備蓄状況

⑰主要避難・輸送経路

地域住民に避難指示が出された場合、多くは一般道路や高速道路を使ったバスや自動車による避難となる。こうした避難を含めた緊急輸送に関し、主要な避難経路または輸送経路の基本的な情報について、整理・把握する。

- ・原子力発電所等施設周辺の道路（一般道路／高速道路）整備状況（延長／幅員／路面状況を含む）
- ・平常時の混雑状況等
- ・交通規制に関する計画
- ・鉄道等の情報

⑱関係機関一覧

原子力災害発生時（初動時）には、国の組織と自治体を含めた関係機関が連携し、円滑な情報共有を図るために、各機関の防災体制、人員配置、連絡先一覧等の情報を、整理・把握する。

- ・国（官邸、ERC、OFC、関係省庁）、道府県、市町村等各機関の防災体制（図）、人員配置（図）
- ・指揮命令系統（図）
- ・関係機関リスト（消防、警察、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等）
- ・連絡先（電話番号／FAX番号／衛星電話番号／専用連絡回線、連絡系統図）

⑲事業者情報

原子力発電所等施設に関する基礎的情報や電力事業者の防災業務計画に加え、電力事業者が定める緊急時活動レベル（EAL）の報告基準等を整理・把握する。

- ・原子力発電所の基礎情報（発電所名、設置者、所在地、面積、炉型式、熱出力、電気出力、排気筒放出高さ、主冷却海水量等）
- ・電力事業者の防災業務計画、報告基準（EAL）

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

平成25年8月
内閣府（防災担当）

はじめに

災害時要援護者対策については、これまで国としては「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を示し、市町村にその取組を周知してきたところである。

しかしながら、平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

本取組指針は上記の法改正を受けて、上述のガイドラインを全面的に改定したものであり、留意すべき事項及び関連する参考となる事項をその内容として、市町村が事務を行う際の一助とすべく作成したものである。

要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となる。

市町村においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、以後、本取組指針を活用し、適切に対応いただきたい。

災害対策基本法

本取組指針に係る災害対策基本法の規定は以下のとおりである。
(なお、同法の施行期日は公布の日(平成25年6月21日)であるが、避難行動要支援者名簿に関する同法第49条の10から第49条の13までについては、公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしている。)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のた

め必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

目 次

第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

- 1 全体計画・地域防災計画 (11)
- 2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項 (14)

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

- 1 要配慮者の把握 (15)
 - (1) 市町村内部での情報の集約 (15)
 - (2) 都道府県等からの情報の取得 (16)
- 2 避難行動要支援者名簿の作成 (16)
 - (1) 避難行動要支援者の範囲 (16)
 - (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項 (18)
 - (3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ (18)
 - (4) 市町村における情報の適正管理 (18)
 - (5) 避難行動要支援者名簿と災害時要援護者名簿の関係 (19)
- 3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (19)
 - (1) 避難行動要支援者名簿の更新 (19)
 - (2) 避難行動要支援者情報の共有 (20)
- 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (20)

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

- 1 避難のための情報伝達 (25)
 - (1) 避難準備情報等の発令・伝達 (25)
 - (2) 多様な手段の活用による情報伝達 (26)
- 2 避難行動要支援者の避難支援 (27)
 - (1) 避難支援等関係者等の対応原則 (27)
 - (2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置 (28)
 - (3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方 (28)
 - (4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援 (29)
- 3 避難行動要支援者の安否確認の実施 (30)
- 4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 (31)
 - (1) 避難行動要支援者の引継ぎ (31)
 - (2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送 (32)

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

- 1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定 (35)
- 2 具体的な支援方法に関する調整 (35)
- 3 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング (36)
- 4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮 (36)

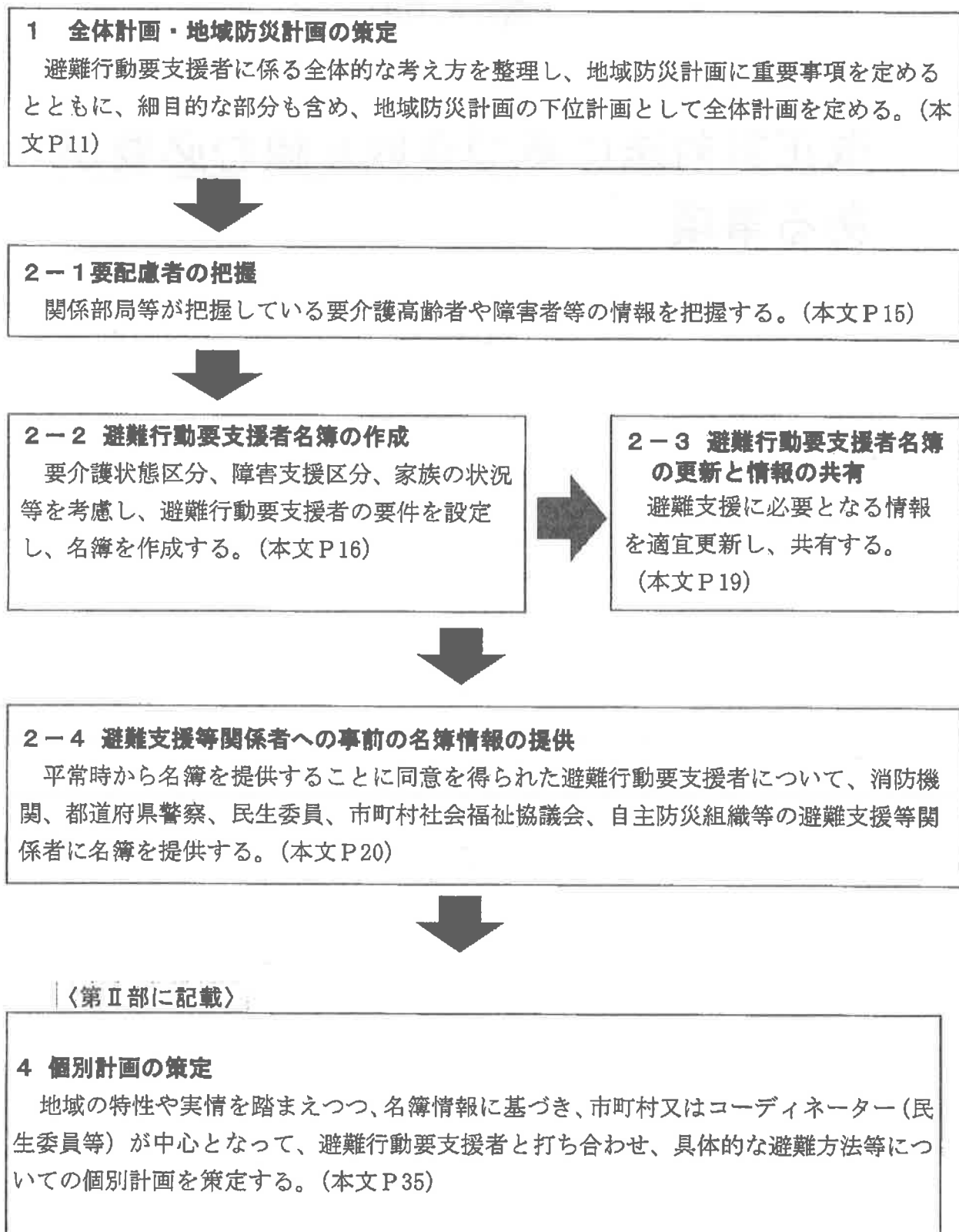
第5 避難行動支援に係る共助力の向上

- 1 避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置 (38)
 - (1) 構成 (38)
 - (2) 検討事項 (38)
- 2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施 (38)
 - (1) 要配慮者への研修等 (38)
 - (2) 避難支援等関係者の研修 (39)
- 3 避難行動支援に係る地域づくり (39)
- 4 民間団体等との連携 (40)
- 5 防災訓練 (40)

第 I 部

改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

【全体計画・地域防災計画／避難行動要支援者名簿に係る主な手順】



【発災時等における避難行動要支援者名簿の活用】

3-1 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。(本文P25)



3-2 避難行動要支援者の避難支援

発災又は発災のおそれが生じた場合は、2-4における同意の有無に関わらず、名簿を避難支援者に提供する。(本文P27)

- 2-4において名簿情報の提供に同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた個別計画等に基づき、避難行動の支援を実施。
- 2-4において名簿情報の提供に同意した者以外の者であっても、避難行動の支援を実施。



3-3 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者(2-4において名簿提供に不同意であった者を含む。)も含め、安否確認を行う。(本文P30)



3-4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画又は全体計画に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から避難所への運送を行う。(本文P31)

第1 全体計画・地域防災計画の策定

1 全体計画・地域防災計画

改正災対法第四十九条の十第一項

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

改正災対法第四十九条の十一第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りではない。

改正災対法第四十九条の十二

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正災対法第五十条第二項

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

- 従来の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）においては、災害時要援護者の避難支援についての全体的な考え方等を、全体計画において定めることとしていた。
- 改正災対法において、避難行動要支援者名簿の作成等が規定されたところであるが、これを制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとした。
その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。
全体計画・地域防災計画において定める事項を、次頁に示す。

＜全体計画・地域防災計画において定める事項＞

全体計画において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- ・避難支援等関係者となる者
(改正災対法 § 49 の 11 ② 後述「第 1 2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項」(P14)参照)
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
(改正災対法 § 49 の 10 ① 後述「第 2 2 避難行動要支援者名簿の作成」(P16)参照)
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
(改正災対法 § 49 の 10 ① 後述「第 2 1 要配慮者の把握」(P15)参照)
- ・名簿の更新に関する事項
(改正災対法 § 49 の 10 ① 後述「第 2 3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有」(P19)参照)
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
(改正災対法 § 49 の 12 後述「第 2 2 避難行動要支援者名簿の作成」(P16)及び「第 2 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」(P20)参照)
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
(改正災対法 § 56 後述「第 3 1 避難のための情報伝達」(P25)参照)
- ・避難支援等関係者の安全確保
(改正災対法 § 50 ② 後述「第 3 2 避難行動要支援者の避難支援」(P27)参照)

- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
 - ・避難支援等関係者への依頼事項(情報伝達、避難行動支援等の役割分担)
 - ・支援体制の確保(避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ)
 - ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者(以下、「コーディネーター」という。)
 - ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
 - ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
 - ・避難行動要支援者の避難場所
 - ・避難場所までの避難路の整備
 - ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
 - ・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法
- 他

※ もとより、改正災対法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項

以下の点に留意して、策定されたい。

- 地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すこと。
- 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定すること。その際、必ずしも改正災対法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。
また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

避難行動要支援者名簿の作成等に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

1 要配慮者の把握

改正災対法第四十九条の十第一項

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

改正災対法第四十九条の十第三項

市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

改正災対法第四十九条の十第四項

市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(1) 市町村内部での情報の集約

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めること（法49条の10第1項）。

※ 法：災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

通知：「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付 府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号）

その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。

(2) 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができることとされているが、積極的に必要な情報の取得に努められたいこと（法49条の10第4項）。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすること。

2 避難行動要支援者名簿の作成

改正災対法第四十九条の十第一項

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

(1) 避難行動要支援者の範囲

- 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定すること。
- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、

- ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、
- ③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定されること（通知IV5（2）①ア）。

また、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること。

<例>

- ・避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることとする仕組
- ・形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組

【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

- 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものかについては、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものであること。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数

が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先すること。

（２）避難行動要支援者名簿の記載事項

改正災対法第四十九条の十第二項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載すること（法49条の10第2項）。【例1(P23)参照】

（３）避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこと。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこと。

（４）市町村における情報の適正管理

市町村において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。

そのため、市町村においては避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められること（通知IV5（4）②）。

（5）避難行動要支援者名簿と災害時要援護者名簿の関係

改正災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が改正災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を法 49 条の 10 に基づくものとして地域防災計画に位置付ければ、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はないこと（通知IV5（6））。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

（1）避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

<仕組みの例>

- ① 新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として法 49 条の 10 第 2 項に示している「住所」については、各人の生活の本拠（民法第 22 条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載され

ている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでは至らない場所であることに留意されたい。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

改正災対法第四十九条の十一第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避

難支援等関係者に提供することが求められること（法 49 条の 11 第 2 項）。

- 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけることが求められること。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障害者団体等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。【例 2 (P24) 参照】

- 同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない（通知IV5 (3) ②ウ）。

- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が災害対策基本条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、当該市町村の実情に応じ、必要な対応を検討されたい。

なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」など、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当

する（通知IV5（3）②エ）。

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる（法 49 条の 12）。

＜市町村が講ずる措置例＞

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- ・ 名簿情報の取扱状況を報告させること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている <input type="checkbox"/> 手帳所持 <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】	要介護状態区分： 障害名：(<input style="width: 50px;" type="text"/>) 等級：	
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

平成△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

発災時における避難行動要支援者名簿の活用に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

1 避難のための情報伝達

改正災対法第五十六条第一項

市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

改正災対法第五十六条第二項

市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

- 市町村は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令すること。
- 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には

避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村においては、多様な情報伝達的手段を確保すること。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

<情報伝達の例>

聴覚障害者：FAXによる災害情報配信

聴覚障害者用情報受信装置

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

2 避難行動要支援者の避難支援

改正災対法第四十九条の十一第一項

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

改正災対法第四十九条の十一第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

改正災対法第四十九条の十一第三項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

改正災対法第五十条第二項

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について

は、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること（法 50 条第 2 項）。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

改正災対法第四十九条の十三

第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災対法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であつて

も、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない（通知IV5（5）①）。

（4）避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

① 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる（法49条の11第3項）。

そのため、市町村は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意すること（通知IV5（3）③イ）。

② 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる（通知IV5（3）③ア）。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むこと。

③ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提

供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、第2-4で記載した市町村が講ずる措置例の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる（法49条の12）。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

○ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。

○ 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。

そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めること。

また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をすること。

○ 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる（法49条の12）。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

- 避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障害者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。

また、福祉事業者や障害者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行うことも有効な方策の一つである。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画又は全体計画に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。

その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び全体計画に規定することが適切である。

発災後は、避難行動要支援者の運送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を運送することが適切である。

第Ⅱ部

さらなる避難行動支援のために 取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。

個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとられたい。

1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市町村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていくこと。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せよう、避難支援等関係者に協力を求めること。

2 具体的な支援方法に関する調整

市町村やコーディネーターとなる民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市町村や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録すること。【例3(P37)参照】

<具体的な支援方法例>

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うに当たっての留意点
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路

・本人が不在で連絡が取れない時の対応

等

3 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、市町村又は市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者がその調整を行うことが適切である。

その際、避難支援等の実効性を高める観点から、

- ・一人一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること
- ・一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと

4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市町村は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報にアクセスを求め、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明すること。

個別計画の様式例（例3）

避難時に配慮 しなくてはな らない事項	(あてはまるものすべてに☑) <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔をしても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他
---------------------------	--

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名 (団体名)		
	住所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名 (団体名)		
	住所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
【特記事項】 (普段いる部屋、 寝る位置) (不在の時の目印、 避難済みの目印) など			

避難支援者情報 ①	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :
避難支援者情報 ②	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :

避難場所等情報※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
--------------------------------	--

平成△△年□月□日
 上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、
 ○○市に報告することを了承します。

氏名

避難行動要支援者情報

避難行動要支援者情報

第5 避難行動支援に係る共助力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むことが適切である。

また、被災市町村のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶなど連携体制を整備しておくことも適切である。

1 避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置

(1) 構成

市町村においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援者連絡会議（仮称）の構成に当たっては、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織で構成することが適切である。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていくことが適切である。

(2) 検討事項

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておくことが適切である。

2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

(1) 要配慮者への研修等

高齢者、障害者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておくことが適切である。

<例>

- ・避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- ・障害者団体や福祉関係者等との関係作り
- ・家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・地域の防災訓練等への参加
- ・発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める 等

(2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ人材を育成することが適切である。

<例>

- ・自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障害者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- ・地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- ・個人情報漏えいを防止するための研修

3 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市町村や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。

<地域づくり例>

- ・地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

4 民間団体等との連携

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。

このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障害者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図ることが適切である。

5 防災訓練

- 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。
- 避難行動要支援者名簿を活用したり、障害者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充することが適切である。

また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人一人の防災意識を高めることが適切である。
- 市町村は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施することが適切である。

<訓練例>

- ・避難準備情報等の発令や伝達
- ・避難場所への避難行動支援
- ・避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- ・発災直後の安否確認
- ・避難場所から避難所等への運送

等

病院・社会福祉施設の避難計画作成ガイドラインの事例

事例：島根県健康福祉部の事例

●病院における「原子力災害にかかわる避難計画」作成ガイドライン

I ガイドラインの目的

II 避難計画作成に当たって

- 1 原子力災害の特性
- 2 行政機関からの伝達情報
- 3 避難の基本的考え方

- (1) 避難の時期等
- (2) 避難の形態

III 避難計画の内容等（避難計画の作成例）

1. 目的

2. 病院長の役割

(1) 平常時

- ① 原子力災害に係る避難計画の作成及び変更
- ② 地元自治体（県・市）の「地域防災計画」の内容確認
- ③ 避難先病院群及び避難ルートの確認
- ④ 災害対応体制の整備
- ⑤ 地元自治体との連絡体制及び情報収集体制の整備
- ⑥ 避難体制の整備
- ⑦ 入院患者の受入調整手順の確認
- ⑧ 設備等の点検及び不備欠陥設備等の改善
- ⑨ 職員に対する原子力防災に関する研修・訓練の実施

⑩ 防災対策委員会の開催

(2) 災害発生時

- ① 病院内の災害対策本部の設置
- ② 地元自治体（県・市）等からの非常災害・防災情報の収集及び報告
- ③ 避難に関する地元自治体との連絡
- ④ 避難先病院との受入調整
- ⑤ 避難誘導等の指示
- ⑥ 避難の開始
- ⑦ 避難先病院等での医療支援

3. 病院職員の役割

4. 入院患者等の対応
5. 各班の組織と任務

- (1) 総務情報収集・伝達班【指揮、情報収集、各班への指示】
 - (2) 物資対策班【屋内退避対策】
 - (3) 病院ライフライン確保対策班【屋内退避対策】
 - (4) 入院患者等誘導班【患者誘導担当】
 - (5) 食糧確保班【屋内退避対策】
6. 防災・災害情報伝達

- (1) 地元自治体（県・市）ホームページやテレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ、防災メール（県・市）防災行政無線等から入手する情報
防災メール（県・市）へ伝達する情報
 - (2) 地元自治体（県）へ伝達する情報
 - (3) 緊急連絡先一覧
7. 避難先病院との受け入れ調整
8. 避難誘導等
- (1) 避難誘導の原則
 - (2) 避難の判断
 - (3) 玄関先までの誘導方法

(4) 避難方法の確認

- 9. 避難の開始
- 10. 避難先病院での医療支援
- 11. 原子力防災研修等の実施
 - (1) 研修
 - (2) 訓練
- 12. 避難先予定病院の記載について

● 社会福祉施設（入所施設）における「原子力災害にかかると避難計画」作成ガイドライン

- I ガイドラインの目的
- II 避難計画作成に当たって
 - 1 原子力災害の特性
 - 2 行政機関からの伝達情報
 - 3 避難の基本的考え方
 - (1) 避難の時期等
 - (2) 避難の形態
- III 避難計画の内容等（避難計画の作成例及び留意事項）
 - 1. 目的
 - 2. 施設管理者の役割
 - (1) 平常時
 - ① 原子力災害にかかる避難計画の作成及び変更
 - ② 地元自治体（県・市）の「地域防災計画」の内容確認
 - ③ 広域福祉避難所及び避難レポートの確認
 - ④ 災害対応体制の整備

- ⑤ 地元自治体との連絡体制及び情報収集体制の整備
 - ⑥ 避難体制の整備
 - ⑦ 広域福祉避難所での介護体制等の確保
 - ⑧ 設備等の点検及び不備欠陥設備等の改善
 - ⑨ 職員に対する原子力防災に関する研修及び訓練の実施
 - ⑩ 防災対策委員会の開催
- (2) 災害発生時
- ① 災害対応組織の設置
 - ② 地元自治体（県・市）等からの非常災害・防災情報の把握
 - ③ 避難に関する地元自治体（市）との連絡
 - ④ 避難誘導等の指示
 - ⑤ 広域福祉避難所での入所者のケア及び避難所運営への参加
 - ⑥ 避難の長期化が見込まれる場合における広域福祉避難所からの二次避難の調整
3. 施設職員の役割
4. 利用者等の役割
5. 各班の組織と任務
- (1) 施設滞在時
- ① 指揮班
 - ② 情報収集・伝達班
 - ③ 避難誘導班
- (2) 広域福祉避難所滞在時
- ① 広域福祉避難所指揮班
 - ② 広域福祉避難所入所者ケア班
6. 防災・災害情報受伝達
- (1) 防災・災害情報の収集
- (2) 非番職員への連絡

- (3) 入所者家族等への連絡
 - (4) 緊急連絡先一覧
7. 避難誘導等
- (1) 避難誘導の原則
 - (2) 避難の判断
 - (3) 施設内での避難の方法
 - (4) 避難経路 (施設内)
 - (5) 避難中のケア
- 【避難予定場所】
- 【避難予定場所への避難経路】
8. 広域福祉避難所における入所者のケア等
- (1) 先発隊の派遣
 - (2) 入所者等の健康状態等の把握等
 - (3) 物資や人員の不足状況の把握及び避難所運営自治体職員等への伝達
 - (4) 特別食等の提供の依頼
 - (5) 職員ローテーションの編成
 - (6) 二次避難先となる社会福祉施設に関する家族等との調整
 - (7) 二次避難先となる社会福祉施設への入所者情報の提供及び移送調整
 - (8) 入所者家族等への連絡
 - (9) 広域福祉避難所の運営補助
9. 原子力防災研修と訓練
- (1) 研修
 - (2) 訓練

緊急時の避難先等の調整スキームの事例

事例 鳥取県健康福祉部の事例

●災害時要援護者避難支援センター

(1) 災害時要援護者避難支援センターの設置

災害時要援護者（医療機関入院者を除く。以下「要援護者」という。）の円滑な避難のために、県は県社協とともに災害時要援護者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）を構成して事務局を県社協に置く。

センター長：福祉保健部長（災害対策本部詰め）

事務局長：県社協専務理事（避難対策センター詰め）

(2) 避難支援センターの役割

避難支援センターは、要援護者の円滑な避難のために、人材・資機材・車両の確保、避難先情報の提供などを通じて、避難元と避難先とをコーディネートし、両市を支援する。

ア 避難先情報の収集

(ア) 受入れ可能人数

(イ) 広域福祉避難所において必要となる資機材（毛布、簡易ベッド、車椅子、備品、消耗品など）の数量

イ 避難元情報の収集

(ア) 避難者数

(イ) 必要な支援者（運転士、介護員、看護師等）の人数

(ウ) 必要な専用車両の種類と台数

ウ 応援可能情報の収集

(ア) 県内施設から広域福祉避難所に対する応援

- ① 提供が可能な資機材の内容と数量
- ② 応援派遣が可能な職種と人数

(イ) 県内施設から避難元施設に対する応援

- ① 避難支援者の派遣可能人数
- ② 応援車両の派遣可能台数

エ 連絡調整

(ア) 対避難先市町

避難者受入に関する連絡調整

(イ) 対避難元市町

要援護者避難に関する連絡調整

(ウ) 対災害対策本部

避難に必要となる車両、人員などの派遣要請

(エ) 対広域福祉避難所

- ① 要望等の確認とその対応
- ② 上記に係る災害対策本部との連絡調整

オ 最終避難のための支援

(ア) 情報の収集と提供

- ① 県内外施設の受入れ可能者数
- ② 上記に係る情報を避難元の市及び施設に提供

(イ) 避難の支援

- ① 必要な車両、人員等の確認
- ② 上記に係る応援の要請

カ 県内外からのボランティアの受入及び配置の調整

(3) 避難支援センターの人員配置

ア 原発災害が発生し、広域福祉避難所への避難が完了する4日目まで
県職員 3人1組で3交代制（24時間対応）

県社協 若干名

●県医療救護対策本部

- (1) 県医療救護対策本部の設置
 県は、県医療救護対策本部を設置し、医療活動等の実施の一つとして災害時要援護者（医療機関入院者に限る）（以下「入院者」という。）の円滑な避難の調整を行う。

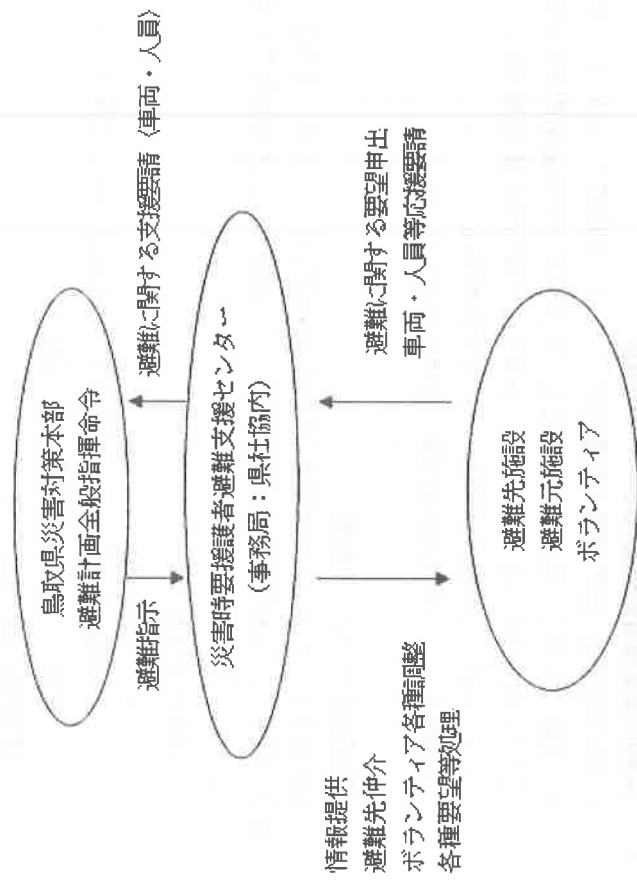
本部長：福祉保健部長（災害対策本部詰め）

- (2) 医療救護対策本部（入院者の避難に係るもの）の役割
 医療救護対策本部は、入院者の円滑な避難のために次の業務に取り組む。

- ア 避難先情報の収集
 - (ア) 受入れ可能人数
 - イ 避難元情報の収集
 - (ア) 避難者数
 - (イ) 必要な支援者（運転士、医療スタッフ等）の人数
 - (ウ) 必要な専用車両の種別と台数
 - ウ 応援可能情報の収集
 - (ア) 県内施設から避難元施設に対する応援
 - ① 避難支援者の派遣可能人数
 - ② 応援車両の派遣可能台数
- エ 連絡調整
- (ア) 対避難元市町
 - 要援護者避難に関する連絡調整
 - (イ) 対災害対策本部
 - 避難に必要となる車両、人員などの派遣要請
- オ 最終避難のための支援
- (ア) 情報の収集と提供
 - ① 県内外施設の受入れ可能者数

- イ 5日目を以降
 県職員 2人1組で3交代制（24時間対応）
 県社協 若干名

図1：災害時要援護者避難支援センターと関係先との連携イメージ



事例：京都府の事例

●京都府災害時要配慮者避難支援センター

1 目的

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整。

2 設立 平成25年3月28日

3 組織 (1) 構成団体・構成員

医療関係

- 一般社団法人京都府医師会
- 一般社団法人京都私立病院協会
- 一般社団法人京都精神科病院協会
- 京都府病院協会
- 公益社団法人京都府看護協会
- 京都透析医会

福祉関係

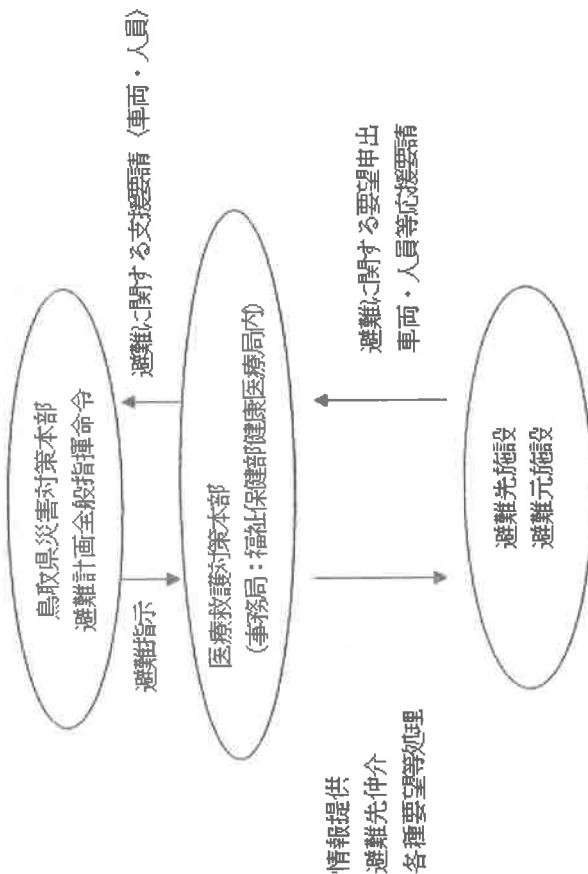
- 社会福祉法人京都府社会福祉協議会

②上記に係る情報を避難元の市及び施設に提供

(イ) 避難の支援

- ③ 必要な車両、人員等の確認
- ④ 最終避難に係る応援の要請

図2：医療救護対策本部と関係先との連携イメージ



(別紙5)

- 社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
- 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
- 一般社団法人京都市介護老人保健施設協会
- 京都府ホームヘルパー連絡協議会
- 社団法人京都市介護支援専門員会
- 京都府障害厚生施設協議会
- 京都知的障害者福祉施設協議会

行政関係

- 京都府
- 京都市
- 福知山市
- 舞鶴市
- 綾部市
- 宮津市
- 南丹市
- 京丹波町
- 伊根町

(2) センター長 京都府健康福祉部長

4 当面の検討課題・協議事項

平成25年度は、原子力災害時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の広域避難に係る以下の検討課題について協議を行う。

- (1) 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
- (2) 避難・受入要請の連絡・調整ルート の確立
- (3) 避難・受入調整のルールづくり
- (4) 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
- (5) その他避難支援等に関し必要な事項

医総発 0321 第 1 号
平成 23 年 3 月 21 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局総務課長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の
地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震、同月 12 日の長野県北部の地震及び同月 15 日の静岡県東部の地震（以下「東北地方太平洋沖地震等」という。）に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについて、都道府県等からお問い合わせがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項について、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

なお、今般、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）の規定の一部が、東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなったことを受け、当該法律の規定のうち医療提供体制に係る事項について、今後通知する予定ですので、ご留意ください。

記

- 1 東北地方太平洋沖地震等により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合において、これに代替する建物（仮設建物を含む。）又は建物内の他の部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条

の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続きについても同様に適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

2 東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこと。

3 東北地方太平洋沖地震等により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法施行規則第 10 条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第 3 号に規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。

4 東北地方太平洋沖地震等の避難所等において巡回診療を行う必要がある場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通知）における取扱いに関わらず、実施計画を適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、同様に東北地方太平洋沖地震等の避難所において医師個人が巡回診療を行う場合は、避難所等における医療提供体制の実情に鑑み、必要性が高い場合においては、上記取扱いの下で実施することとして差し支えないこと。

5 東北地方太平洋沖地震等により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従業者（以下「医師等」という。）が、被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2 又は第 22 条の 2 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

6 東北地方太平洋沖地震等により病院等の開設者が被災又は当該被災地内で医療活動に従事するため、被災前の病院等の休止の届出を行うことできないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。

避難輸送に関する指定公共機関・指定地方公共機関 (案)

※各道府県の地域防災計画を基に作成。
 ※輸送に関し、旅客・貨物の区別を設けずに機関の所掌事項が地域防災計画に規定されている場合は、旅客輸送が所掌事項に含まれるものと
 して、該当する機関を上表に掲出している。

道府県名	指定公共機関・指定地方公共機関
北海道	北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社北海道支社 一般社団法人北海道バス協会
青森県	東日本旅客鉄道株式会社 十和田観光電鉄株式会社 下北交通株式会社 青い森鉄道株式会社 社団法人青森県トラック協会
宮城県	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 日本貨物鉄道株式会社東北支社
福島県	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社福島支店 日本通運株式会社福島支店 社団法人福島県バス協会 福島交通株式会社 新常磐交通株式会社 会津乗合自動車株式会社 社団法人福島県トラック協会
茨城県	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 日本貨物鉄道株式会社水戸営業支店 日本通運株式会社東京東支店

茨城交通株式会社 関東鉄道株式会社 鹿島臨海鉄道株式会社 社団法人茨城県トラック協会 日立電鉄交通サービス株式会社 J Rバス関東株式会社 一般社団法人茨城県バス協会		
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 新潟運輸株式会社 東部運送株式会社 中越運送株式会社 東武運輸プリヴェュ株式会社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 蒲原鉄道株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会	新潟県	
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 北陸鉄道株式会社 のと鉄道株式会社	石川県	
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 富山地方鉄道株式会社 加越能バス株式会社	富山県	

福井県	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 えちぜん鉄道株式会社 京福バス株式会社 福井鉄道株式会社			名古屋鉄道株式会社 社団法人岐阜県トラック協会 社団法人岐阜県バス協会
滋賀県	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部・関西支社 西日本旅客鉄道株式会社京都支社 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社 社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 社団法人滋賀県トラック協会	静岡県		東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社 日本通運株式会社 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会
京都府	西日本旅客鉄道株式会社 京都支社・福知山支社・ 大阪支社・金沢支社 東海旅客鉄道株式会社関西支社 日本貨物鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 関西鉄道協会 近畿日本鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 京福電気鉄道株式会社 叡山電鉄株式会社 嵯峨野観光鉄道株式会社 社団法人京都府バス協会	島根県		西日本旅客鉄道株式会社米子支社 日本貨物鉄道株式会社関西支社 日本通運株式会社 一畑電車株式会社 隠岐汽船株式会社 石見交通株式会社 一畑バス株式会社 島根県トラック協会
岐阜県	東海旅客鉄道株式会社 日本通運株式会社	鳥取県		西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本通運株式会社 日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社 社団法人鳥取県バス協会 鳥取県ハイヤータクシー協会

愛媛県	四国旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社松山営業所 日本通運株式会社 松山支店・新居浜支店・今治支店・八幡浜支店 伊予鉄道株式会社
山口県	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社・新幹線管理本部 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 山口県バス協会
佐賀県	九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社九州支社 日本通運株式会社佐賀支店 公益社団法人佐賀県トラック協会 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
長崎県	一般社団法人長崎県バス協会 公益社団法人長崎県トラック協会 佐世保旅客船協会 日本通運株式会社長崎支店
福岡県	九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本通運株式会社福岡支店 西日本鉄道株式会社 筑豊電気鉄道株式会社 公益社団法人福岡県トラック協会
鹿児島県	九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社

(緊急配布について)

- ・ 避難経路途中で配布する場合、UPZからの避難を優先すべきか、UPZ内で配布すべきか。
- ・ 緊急配布の場合、医療関係者が同席すべきか。相談体制等が整っていれば必ずしも要しないのか。
- ・ 地方公共団体職員が緊急配布することは薬事法上の問題はないのか。
- ・ 緊急時にも事前配布と同様に受領書が必要か。時間がない場合には説明を省略して良いか。

(考え方)

1. 安定ヨウ素剤の服用は、避難や屋内退避など他の予防的防護措置と併用することが基本であり、このとき安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となります。避難経路にある配布場所で緊急配布を受ける場合において、例えばその配布場所が避難指示の対象となっている地区内にある場合には、配布に時間を要することで避難に遅れが生じることを防ぐため、配布よりも避難を優先する必要があります。
2. 緊急配布の場合でも、医師が関与して配布・服用を行うことが望ましいですが、例えば配布場所において安定ヨウ素剤の服用のタイミングを考慮すると医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員が適切な方法で配布することが妥当と考えられます。
3. また、受領書についても、服用不適切者の確認や重複配布の防止といった観点から、事前配布の場合と同様に取り扱うことが望ましいですが、緊急配布時における時間的制約などにより対応が困難な場合には、口頭による確認などで代替することが妥当と考えられます。
4. なお、上記2、3の場合について、原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合（当該緊急配布のために液状の安定ヨウ素剤を必要とする者に対して地方公共団体職員が調整する場合を含む。）は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、薬事法、医師法等の関係法規からの違法性は阻却されるものと理解しています。ただし、平時の計画においてはできる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備すべきです。

(屋内退避との併用について)

- ・ 屋内退避と併せて安定ヨウ素剤を服用する場合とは具体的に何を想定しているのか。
- ・ 屋内退避した住民の各戸に緊急配布する場合も医師や薬剤師が関与するのか。
- ・ 屋内退避した住民に緊急配布するのは困難ではないか。

(考え方)

1. 放射性ヨウ素の吸入被ばくに対する防護措置においては、屋内退避により十分に効果的な防護が可能であると考えられます。どのような場合に屋内退避と併せて安定ヨウ素剤を服用するのかについては、現時点で具体的な定めはありませんが、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、限定的な区域において屋内退避と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用が必要となる場合があると考えられます。
2. 屋内退避した住民の各戸に緊急配布する場合にも、医師が関与して配布・服用を行うことが望ましいですが、例えば安定ヨウ素剤の服用のタイミングを考慮すると医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約などのため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員により配布することが妥当と考えられます。
3. なお、屋内退避の際に安定ヨウ素剤を配布するのは困難な場合もあると考えており、その場合には屋内退避から切り替わった避難の際に配布・服用することが適当であると考えます。また、屋内退避の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者については、PAZ外において事前配布することも可能であるとしています。

(備蓄について)

- ・ 安定ヨウ素剤をUPZ外で備蓄することは可能か。
- ・ 備蓄場所における備蓄量の目安は。
- ・ 備蓄場所に配備した安定ヨウ素剤の管理は誰が行うのか。

(考え方)

1. 住民がUPZ外にある配布場所において緊急配布を受ける場合に備えて、安定ヨウ素剤をUPZ外の備蓄場所に備蓄することもあり得ると考えられます。
2. 備蓄場所における備蓄量については、複合災害に備えて備蓄場所が集中しないよう検討した上で、当該備蓄場所から速やかに取り出し配布ができる範囲にある配布場所における配布予定数、あるいは当該備蓄場所が配布場所となる場合に必要となる配布予定数等を参考に、安定ヨウ素剤の配布・服用が必要となる住民や一時滞在者等に速やかに配布できる量が目安となります。
3. なお、備蓄量の検討においては、事前配布対象者のうち未服用者への追加配布や当該地域で活動する災害対応業務従事者への緊急配布等も考慮し、余裕をもった数の安定ヨウ素剤の備蓄を検討しておくことが必要と考えられます。
4. 備蓄する安定ヨウ素剤については、その備蓄場所にかかわらず、当該安定ヨウ素剤の所有者である地方公共団体の管理の下で適切に保管する必要があります。備蓄した安定ヨウ素剤は、3年ごとに新しい薬剤に更新する必要があります。

(服用対象者について)

- ・ 3歳以上7歳未満の服用について、従来の考え方を変更したのか。
- ・ 40歳以上も服用するのか。
- ・ 高齢者は個人の判断で服用することになっているが、本当に判断出来るのか。

(考え方)

1. 3歳以上7歳未満の服用については、旧原子力安全委員会が平成14年に示した考え方によれば、医薬品ヨウ化カリウムの粉末を水に溶解して服用させるとしており、解説書においても、丸剤の服用が困難な者に対しては粉末剤より調整した液状の安定ヨウ素剤を服用させるとしています。丸剤を服用できる者は、年齢にかかわらず丸剤を服用することが基本です。
2. これまで40歳以上の者は放射線被ばくによる甲状腺がんの発生リスクの増加がみられないとされてきましたが、近年の研究を見ると、甲状腺癌の発生リスクは年齢とともに減少するが、高齢者においてもそのリスクが残存するとの報告もあることから、40歳以上の方も含め希望者には配布することとしました。

ただし、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は年齢が上がるとともに増加するとの報告もあり、こうした副作用と年齢の関係も服用される方に理解いただくことが重要です。
3. 安定ヨウ素剤の服用を強制することはできず服用の判断は最終的には各個人に帰属しますが、服用の必要性は国が判断することから、服用指示に基づき服用していただくのが適切と考えます。このため、緊急時には可能な限り迅速に配布し、服用指示に基づき、服用不適切者でない方には服用いただくことが基本です。

このため、緊急時に安定ヨウ素剤を服用する可能性のある住民には、事前配布を受けない住民に対しても平時から安定ヨウ素剤について十分に説明しておく必要があります。

(事前配布について)

- ・ P A Z外の地域にも事前配布をしても良いか。なぜ事前配布しないのか。
- ・ P A Z内の一部地域で、事前配布を行わないこととしても良いか。
- ・ P A Z内の事業所に安定ヨウ素剤を事前配布することは可能か。
- ・ 世帯ごとに薬袋に入れて事前配布をしても良いか。
- ・ 要援護者には事前配布を行わず、配布場所等での緊急配布としても良いか。

(考え方)

1. 安定ヨウ素剤の予防服用は、全面緊急事態に至った場合に、住民への重篤な被ばく影響を回避する観点から、予防的防護措置として直ちに実施する必要があります。このため、原子力災害対策重点区域のうち、最も迅速な対応が求められる「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」において、安定ヨウ素剤を即時服用できるよう事前配布を行う必要があります。
ただし、P A Z外であっても、施設や地域の実情に応じてP A Z内と同じように予防的防護措置を実施する可能性のある地域、避難の際に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、各地方公共団体が必要と判断する場合にはP A Z内と同様に事前配布を行うことができます。
2. このような事前配布の対象となる住民を対象に、各地方公共団体において医師による住民説明会を開催し、事前配布を受けることのできる住民に配布していただく必要があります。なお、地域の実情に応じて、緊急時の迅速な配布により事前配布と実質的に同等な措置が講じられる場合には、各地方公共団体の判断により、事前配布に代えて緊急配布の措置とする場合も考えられます。
3. P A Z外の住民であっても、P A Z外からP A Z内の事業所や学校に通勤・通学する者に対して、P A Z内の住民と同様の方法で事前配布することとし、このための安定ヨウ素剤を事業所や学校等に配備することは可能です。この場合においても一人ずつ事前配布の手続きをする必要があります。例えばP A Z内の事業所の従業員の数のみを理由にその全員分を一律に事前配布することはできません。
4. 世帯ごとに薬袋に入れて事前配布を行う場合は、その世帯の各個人について事前配布の手続きをとり、服用時における服用丸数を混同しないよう各個人の必要量を小分けして渡す必要があります。
5. P A Z内の要援護者については、事前配布された安定ヨウ素剤を服用せず携帯して避難し、避難途中で服用指示があった場合には携帯した安定ヨウ素剤を服用します。ただし、自己の管理の下で安定ヨウ素剤を適切に保管・服用する上で、事前配布することが適当でないと考えられる要援護者については、各地方公共団体の判断により、事前配布に代えて緊急配布の措置とする場合も考えられます。

(服用について)

- ・ 慎重投与者等の服用後は家族等が経過観察することになっているが、一人で避難する場合はどのように対応するのか。慎重投与者が服用した場合に生じる健康被害の賠償はどうするのか。
- ・ 事前配布の際に受け取りを拒む者は「自らの意志で服用をしない者」と考えてよいか。
- ・ 服用指示があつたにも関わらず、自らの意志で服用しないことによって健康被害が生じた場合は、自己責任と考えてよいか。

(考え方)

1. 慎重投与者に事前配布する場合には、各個人が医師と安定ヨウ素剤の服用の可否について相談し、事前配布を受けるか否かを決定する必要があります。その上で、慎重投与者には、緊急時に家族等に服用後の様態を観察してもらうこと、体調に異変が生じた場合の対応方法を伝える必要があります。
2. 事前配布を受けた慎重投与者が、緊急時にやむを得ず一人で避難する際に体調に異変が生じた場合は、事前配布の際に説明を受けた対応方法に沿って、近隣に医療関係者がいる場合には当該医療関係者が処置を行い、医療関係者がいない場合にはあらかじめ定められた相談窓口にご相談し、医療機関に救急要請のための連絡を行うことが考えられます。
3. なお、事前配布を受けていない者が緊急配布を受けて服用する場合は、避難経路上の配布場所等で配布を受け、他の避難対象者ととも避難経路に即して避難することで、服用後の観察を相互に行うことになると考えられます。
4. 「自らの意志で服用をしない者」とは、緊急時に服用する機会があつたにもかかわらず、自らの意志により服用を忌避した者が該当すると考えられます。事前配布を忌避した者であっても緊急時には配布・服用を希望する場合も考慮し、緊急時には追加的な配布を受けられるようにしておく必要があります。
5. 国からの服用指示に基づき服用し、あるいは服用しないことによって健康被害が生じた場合における責任については、そのような事態に至った経緯や健康被害の状況など様々な事情が勘案されるものと考えており、一概にお答えすることは困難ですが、国が服用を指示したことについて、国は責任を負うものと考えています。

賠償については、国や事業者によって、原子力損害等を賠償する制度が用意されており、賠償の範囲や内容についてはそうした制度の中で解決を図っていくことが基本になると考えます。

(災害時要援護者について)

- ・ 入院等により優先的避難ができない服用不適切者は、服用指示が出た場合どのように対応するのか。
- ・ 服用不適切者を把握した場合、要援護者として取り扱うことで良いか。
- ・ 要援護者の中に、小・中・高校生は含めないという考えで良いか。
- ・ 施設敷地緊急事態から短時間に全面緊急事態に移行する場合を考えると、安定ヨウ素剤を服用させずに要援護者を避難させるのは問題ではないか。

(考え方)

1. 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害時要援護者等（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時に援護を必要とする者をいう。）は、施設敷地緊急事態において早期の避難を実施する必要があります。また、服用不適切者や丸剤の服用が困難な者については、災害時要援護者等に該当しない者であっても、施設敷地緊急事態に至った場合には災害時要援護者等とともに避難する必要があります。
2. この早期避難の際には、事前配布された安定ヨウ素剤を携帯する必要があり、避難途中で服用指示があった場合には、携帯した安定ヨウ素剤を服用します。事前配布を受けていない者は、避難の際に追加配布される安定ヨウ素剤を服用します。
3. 入院している服用不適切者は災害時要援護者と考えられます。避難の実施により健康リスクが高まる等の理由により早期避難ができない災害時要援護者は、可能な限り放射性ヨウ素の吸入を避けることができる屋内に退避する必要があります。放射性ヨウ素の吸入を避けるための措置として、換気扇や空調を停止させること、窓やドアを閉めることなどが有効と考えられます。早期避難ができない災害時要援護者は、服用の指示があった際に可能な場合には、服用不適切者を除いて、配布された安定ヨウ素剤を服用する必要があります。
4. このため、早期避難ができない災害時要援護者がPAZ内で屋内退避の措置をとる場合があることを考慮し、これらの者が服用指示に基づき服用する場合に備えて、丸剤を服用できない者のために液状の安定ヨウ素剤を調整できる体制を整備する必要があります。

(説明会について)

- ・ 説明会では一人ずつ個別に医師による問診を実施して配布する必要があるのか。
- ・ 受領書の記入に当たり住民が分からない項目があった場合はどうするのか。
- ・ 一般に、薬を受け取るには処方せんが必要と考えるが、説明会による事前配布に問題はないのか。厚生労働省に確認しているのか。
- ・ 安定ヨウ素剤の更新に併せ、3年ごとに説明会を開催するのか。転入者への説明はその都度ではなく年度替わりにまとめて行うことで良いか。
- ・ P A Z外の住民への事前説明は、広報誌の折り込みやホームページへの掲載でも良いか。

(考え方)

1. 事前配布の際には医師による住民説明会を開き、そこでの説明をもとに参加住民には受領書を記入いただく必要があります。受領書の記入にあたり不明な点等があれば、説明会に参加した医師や薬剤師、地方公共団体職員から追加的な説明を受けるようにする必要があります。
2. 受領書に各個人が記入し、服用不適項目や慎重投与項目、確認事項のいずれの項目にも問題がなければ、受領書と引き換えに薬剤師や地方公共団体職員から配布することで問題ありません。
慎重投与項目や確認事項に問題がある場合は、説明会に参加した医師や薬剤師、地方公共団体職員から追加的な説明を受け、安定ヨウ素剤の事前配布を受けるか否かを各個人に判断してもらった上で、希望する住民には受領書と引き換えに薬剤師や地方公共団体職員から配布することで問題ありません。
服用不適項目に問題がある場合は、事前配布を受けることができません。
3. なお、解説書に記載のある方法や上記2の手順による安定ヨウ素剤の事前配布には処方せんは不要であることを厚生労働省に確認しています。
4. 現在の安定ヨウ素剤は、長期保存時の安定性が確認されているのは3年間であり、説明会で事前配布したものはこの期間内に更新する必要があります。このため、地方公共団体においては定期的に説明会を開催し、更新時期が迫った又は過ぎた安定ヨウ素剤を可能な限り速やかに更新することが必要です。転入者については、転入手続の際に間近の説明会の日程や場所についてお知らせする等により、可能な限り速やかに事前配布を受けることができるよう配慮する必要があります。
5. P A Z外についても、緊急時に安定ヨウ素剤を服用する可能性のある住民には、放射性ヨウ素による健康影響や安定ヨウ素剤の副作用などのほか、配布場所や配布方法、服用指示の連絡方法など、緊急時に迅速に服用できるよう各種の方法により事前に広く周知しておく必要があります。
周知の方法としては、避難経路や一時集合場所など関連する防災情報とともに提供する方法が効果的と考えられ、その方法の一つとして広報誌やホームページへの掲載などが考えられます。

(譲渡・紛失について)

- ・ 他者に譲り渡したことが判明した場合、どのように対処するのか。法的な措置は必要か。
- ・ 紛失した場合はどのように対処すれば良いか。
- ・ 紛失が過度に多いとはどの程度の回数か。
- ・ 住民個人の責任として、受領書の効力（副作用、誤飲、第三者への譲渡など）はどこまでか。

(考え方)

1. 事前配布のための住民説明会において、安定ヨウ素剤は各個人に事前配布されるものであり、服用指示に基づいて服用すること、他者に譲渡したり、自分以外の者に服用させたりしないこと等を説明するとともに、紛失した場合には、地方公共団体に連絡して改めて事前配布を受けるように説明する必要があります。
2. 事前配布を受けた住民が紛失したことが判明した場合には、当該住民に対して再配布のための手順を案内し、再配布の際に改めて上記1の内容を周知することが必要です。他者への譲渡については、薬事法等の法令に抵触する可能性がある旨を説明し可能であれば回収・返却するよう依頼するとともに、悪質な行為が明らかとなった場合には捜査機関への相談や告発など所要の対応をとることが必要です。
3. 紛失したとして再配布を求める住民については、紛失の状況や保管方法等について把握し改善を促すとともに、一定の期間内に数次にわたって再配布を求める場合には、有償による配布に切り替える等の措置を講じる必要があります。
4. 説明会で受けた説明に従わず事前配布を受けた安定ヨウ素剤を紛失し、あるいは第三者に譲渡したことにより、自分以外の者が誤って服用した場合に生じた損害については、一般に当該安定ヨウ素剤の事前配布を受けた住民の責任に帰するものと考えます。事前配布を受けた住民が平時において誤って服用した場合も同様と考えます。

(代理受領について)

- ・ 未成年や高齢者も含めて住民全員が説明会に参加する必要があるのか。
- ・ 未就学児や小学生については保護者が受領書に記入することが想定されるが、どの年齢から本人に記入させるべきか。
- ・ 説明会で代理受領する際、事前に受領書を送付して本人に記入してもらうことでも良いか。
- ・ 本人に直接郵送することは可能か。

(考え方)

1. 事前配布のための住民説明会には、原則として住民各人が参加する必要がありますが、説明会に参加できない住民については、保健所等において医師等からの説明を受けた上で安定ヨウ素剤の事前配布を受けられる体制を整備する必要があります。

歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者については、説明会に参加した家族や保健所等に出向いた家族による代理受領が可能です。なお、代理受領する者は、家族や生活を共にする親族などに限定され、例えば町内会長などある地区の代表者が一括して受領することはできません。
2. 説明会に出席した家族が代理受領する際、家族の代表者あてに事前に受領書を送付し服用不適項目や慎重投与項目などを本人が記入することで問題ありません。代理受領した家族は、本人に安定ヨウ素剤と説明資料を手渡し、説明会の内容を伝達する必要があります。
3. 未就学児や小学生などの未成年者については、保護者が受領書に記入することで問題ありませんが、自身の既往症や現在服用している薬を把握しており、説明会での説明内容が理解できる者であれば本人が記入することができます。
4. 住民説明会による事前配布の方法を代替するものとして郵送で配布することはできませんが、医師による説明や受領書の確認など住民説明会と同等の方法をとり、配布だけを代替する方法として郵送することは問題ありません。

(予算措置について)

- ・ 服用対象年齢の拡大により追加備蓄が必要なるが、国の財源手当てが必要ではないか。
- ・ 事前配布の実施にかかる経費について国の財源手当てが必要ではないか。
- ・ 今年度、新たに発生する経費について追加の財源手当てはあるのか。

(考え方)

1. 立地道府県及び隣接道府県に対して交付される原子力発電施設等緊急時安全対策交付金では、安定ヨウ素剤の整備について、防災重点区域内の服用対象人口に対する1回服用あたりの必要量の3倍を目安に交付の対象としています。服用対象年齢の拡大による追加備蓄についても、この交付金の交付の対象とすることが可能です。
2. 事前配布の実施に要する費用として、例えば説明会の会場費用、資料印刷費、講師謝金や旅費などについても、今年度（平成25年度）の交付金の交付の対象とすることが可能です。具体的な交付対象については、各地域の原子力防災専門官を通じて、内閣府原子力災害担当対策室予算班交付金担当までご相談ください。
3. なお、今年度当初予算において、安定ヨウ素剤に関する追加的な予算措置はありませんので、既存の交付金の枠組みの中でご検討ください。引き続き、原子力防災対策の充実・強化に向けて可能な限り支援して参ります。

(その他のご質問について)

・相談窓口について

住民からの相談に応じる相談窓口では、安定ヨウ素剤に関する医学的助言のほか、様態が急変した場合の至近の医療機関、安定ヨウ素剤の配布場所や配布方法などについても案内する必要があります。このため、地方公共団体において保健所等に相談窓口を設置いただくとともに、当該相談窓口へ寄せられた相談に対応するための助言を提供できる支援体制について今後検討して参ります。

・説明会以外での事前配布における医療機関等への対価の算定

事前配布のための説明会に参加できない住民は病院等の医療機関において医師等からの説明を受けた上で安定ヨウ素剤の事前配布を受けられる体制を整備する必要があります。この場合、保険診療ではなく自由診療となりますので、単価は医療機関ごとに自由に決めることができます。なお、この費用は自己負担となります。

・服用不適項目に該当しない住民が受け取りを拒否した場合の記録について

事前配布のための受領書において服用不適項目に該当しない住民が自らの意志で安定ヨウ素剤の受け取りを拒否した場合であっても、緊急時には追加配布される安定ヨウ素剤の服用を希望する場合もあることから、可能であれば本人が記入した受領書を受け取り保管しておくことが適当と考えます。

・事前配布の完了時期について

事前配布の完了時期については特段の定めはしておりません。

・防災業務従事者の服用について

全面緊急事態以降において屋外で災害対応業務に従事する可能性のある者は、当該業務を開始する際に各所属機関から安定ヨウ素剤の配布を受けて携行し、服用の指示に基づき服用します。携行していない従事者がいる場合には、各所属機関から安定ヨウ素剤を緊急配布し、又は近隣の配布場所で配布を受ける必要があります。

(ご意見について)

上記のほか、安定ヨウ素剤に関する以下のようなご意見をいただいております。

○住民説明会で地方公共団体が説明する際の参考資料の提供

○説明会に参加する医師・薬剤師の確保

○判別しやすい包装や液剤などについての製薬メーカーへの指導

頂いたご意見を踏まえ、引き続き安定ヨウ素剤の適切な運用に向け取り組んで参ります。

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって

(地方公共団体用)

原子力規制庁原子力防災課
(平成 25 年 7 月 19 日作成)
(平成 25 年 10 月 9 日修正)

目次

1. はじめに
2. 安定ヨウ素剤の予防服用
3. 安定ヨウ素剤配布・服用のための事前準備
- (1) 区域別の対応
- a. P A Z
- b. P A Z 外
- (2) 情報伝達
- (3) 購入と備蓄
- (4) 住民への説明等
- a. 説明・周知の方法、内容
- b. 周知のための資料（安定ヨウ素剤についてのQ & A）
- (5) 副作用への対応
- a. 副作用の未然防止
- b. 副作用対応への協力
- (6) 配布方法
- a. 事前配布
- a-(a). 事前配布の範囲
- a-(b). 事前配布の方法と注意事項
- a-(c). 安定ヨウ素剤の更新
- b. 緊急配布
- b-(a). 配布方法と配布場所
- b-(b). 安定ヨウ素剤の更新
- (7) 訓練
4. 安定ヨウ素剤の服用方法
- (1) 服用対象者
- a. 事前配布を行う地域
- b. 事前配布を行わない場合
- (2) 服用回数、服用量
- a. 服用回数
- b. 服用量
- (3) 3歳未満の乳幼児、小児、妊娠している者（胎児）・授乳婦に対する服用方法
- (4) その他の注意事項等
5. 緊急事態での対応

- (1) 緊急事態区分に対応した防護対応
 - a. 施設敷地緊急事態
 - b. 全面緊急事態
 - b-(a). P A Z
 - b-(b). P A Z 外
 - c. 一時滞在者への対応
 - d. 避難実施区域からその区域の外の学校や会社等に通っている者
 への対応
 - (2) 副作用等への対応
6. 地方公共団体職員が防災関連業務に携わる場合の安定ヨウ素剤の服用
 について

付属資料

- A. 放射性ヨウ素の摂取経路
- B. 放射性ヨウ素の取り込みによる甲状腺への健康影響
- (1) 甲状腺癌
- (2) 甲状腺機能低下症
- C. 安定ヨウ素剤による防護効果
- D. 安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用
- (1) 副作用の事例報告
- (2) 適用不適項目に該当する症状
- (3) 慎重投与に該当する症状

添付資料 1

安定ヨウ素剤の受領書 (例)

添付資料 2

周知のための資料 (例) (安定ヨウ素剤についてのQ&A)

添付資料 3

安定ヨウ素剤とともに配布する説明資料 (例)

1. はじめに

この解説書は、地方公共団体の職員等を対象に原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示すため、原子力規制庁がとりまとめたものである。付属資料には記載内容の技術的背景を示した。地方公共団体は、原子力災害対策指針及びこの解説を踏まえ、地域の実情に即した地域防災計画に基づく実効性のある対策を講じる必要がある。また、今後、原子力災害対策指針及びこの解説書等の改定に伴い、その対策を見直す必要性が生じることも考えられる。

2. 安定ヨウ素剤の予防服用

運転中や停止直後の原子力発電所等は、事故が生じた場合、放射性ヨウ素を含む核分裂生成物を環境中へ放出することがある。核分裂生成物のうち放射性ヨウ素が、呼吸や飲食物を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し、放射線被ばくの影響により数年～数十年後に甲状腺癌等を発生させる可能性がある。

この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減することができる(詳細は付属資料Cを参照)。安定ヨウ素剤とは、放射性でないヨウ素を内服用にヨウ化カリウムのような形で製剤化したものである。放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に、安定ヨウ素剤を服用すると、血中の安定ヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。このとき安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となる。また、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに住民等に安定ヨウ素剤を服用させることが必要となる。このため、安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布、緊急時の配布手段の設定といった平時からの準備が必要となる。他方、副作用の可能性があるので留意が必要であり、具体的には、安定ヨウ素剤の服用不適項目に該当する者(以下「服用不適切者」という。)や慎重投与の必要性がある者(以下「慎重投与対象者」という。)の事前把握等に努めなければならない。

現在、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品として国内で承認・市販されている安定ヨウ素剤には丸剤と粉末剤がある。現在利用できる丸剤は、1丸中にヨウ化カリウムを50mg含んでおり、3歳以上の者で丸剤服用が可能な者はこれを利用できる。また、粉末剤は3歳未満の乳幼児やそのほかの丸剤服用が困難な者を対象に、水に溶解する等により液状に調製した上で、適切な量の安定ヨウ素を服用するために用い

ることができる。

3. 安定ヨウ素剤配布・服用のための事前準備

(1) 区域別の対応

原子力災害が発生した場合に住民等への防護措置を効果的に行うため原子力災害対策重点区域が定められている。具体的には、原子力施設から概ね 5km を目安として「予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。)」と、原子力施設から概ね 30km を目安として「緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。)」がそれぞれ定められている。安定ヨウ素剤の配布や服用についても、その区域ごとに対応することが必要である。

a. PAZ

全面緊急事態に至った場合、避難の際に、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用する。

このような迅速な服用を可能とするためには、地方公共団体はこの地域の住民に対して事前に安定ヨウ素剤を配布しておく必要がある。この事前配布にあたっては、添付資料1の「安定ヨウ素剤の受領書の例」(以下「受領書」という。)に記載のある注意事項に留意し、原則として医師による説明会を開催する必要がある。

ただし、安定ヨウ素剤の服用不適切者や、3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者は、一般住民より早い段階(施設敷地緊急事態)からの避難が適当と考えられる災害時要援護者等とともに、優先的に避難する体制等を整備する必要がある。

b. PAZ外

全面緊急事態に至った場合、UPZ内では屋内退避を実施し、その後、UPZ外も含めて、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置が講じられる。安定ヨウ素剤は、この避難や屋内退避の際に、服用の指示に基づき服用する。

地方公共団体は、避難や屋内退避の際に迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備する必要がある。また、避難と併せて安定ヨウ素剤を服用する必要がある場合には3歳未満の乳幼児も服用の対象となるため、集合場所や避難所等において薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員(以下「薬剤師等」という。)が粉末剤から液状の安定ヨウ素剤を調製できる体制を整備する必要がある。さらに、屋内退避と併せて安定ヨウ素剤を服用する必要がある場合には、備蓄場所から各戸に防災車等

¹ 3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難者には、事前配布できる液状の安定ヨウ素剤が存在しないため、優先的に避難することとしている。

なお、3歳未満の乳幼児の避難には、保護者等の大人が同伴する。

により配布ができるようにすることが望ましい²。

なお、避難経路途中に配布場所を設けることが困難である、配布体制の準備に時間を要する等の状況により避難や屋内退避の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等については安定ヨウ素剤を事前配布することも可能である。

(2) 情報伝達

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右され、また副作用の可能性もあるため、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断する。その上で、原子力規制委員会の判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体は服用の指示を出し、住民等はその指示に基づき服用する。

ここで、住民等に安定ヨウ素剤を適切に服用させるためには、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示を服用すべき住民等まで速やかに伝達することが必要となる。したがって、各家庭のみならず、一時滞在者等も含め人が集まる学校、幼稚園、保育園、病院、会社等に対しても情報提供を行う等、状況にあわせた情報伝達網の整備が必要である。例えば、地方公共団体及び国は防災無線や広報車等の地域における伝達手段とともに、テレビ、ラジオ放送やインターネット等を利用した広範な伝達手段を準備し、確実に指示が伝わる体制を整備し、伝わることを事前に確認する必要がある。また、これらについては、複合災害の発生等により伝達手段に支障が発生することも考慮して、伝達手段を重層的に確保しておくことが必要である。

(3) 購入と備蓄

現在、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防・低減の医薬品として国内で承認・市販されている安定ヨウ素剤には丸剤と粉末剤がある。緊急時に3歳以上の住民が服用するものとしては丸剤を地方公共団体が購入・備蓄する必要がある。一方、3歳未満の乳幼児やそのほかの丸剤服用が困難な者を対象として液状の安定ヨウ素剤を粉末剤から調製する必要がある。この調製用として粉末剤も地方公共団体が購入・備蓄する必要がある。ただし、丸剤と異なり、粉末剤は劇薬に指定されている薬剤であるため、他の薬品と区別して貯蔵する等、安全に取り扱わなければならない。また、調製が必要になった時点で初めて粉末剤の入った容器を開封するようにしなければならない。

地方公共団体は、緊急時の安定ヨウ素剤の配布に備えて、各地域に応じた必要数を備蓄する必要がある。備蓄数については、緊急時の配布に備えた住民の人口分だけでなく、事前配布対象者のうちの未服用の者への追加配布、当該地域にある学校の学生、会社の社

² 屋内退避した住民の各戸に緊急配布する場合にも、医師が関与して配布・服用を行うことが望ましいが、例えば安定ヨウ素剤の服用のタイミングを考慮すると医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約などのため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員により配布することが妥当と考えられる。

員、イベント参加者や旅行者等の一時滞在者の数も見込み、余裕をもった数の安定ヨウ素剤を備蓄しておくことが必要である³。

備蓄場所⁴については、緊急時に速やかに取り出し配布ができるようにする必要がある。さらに、複合災害時に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講じる必要がある。備蓄場所として具体的には下記のような候補が挙げられる。

・避難経路に面した公共施設：

避難の際に速やかに安定ヨウ素剤を入手するためには、住民等が避難するそれぞれの経路を事前に設定し、その経路にできるだけ面した公共施設に備蓄しておき、その備蓄場所を住民にも周知しておく必要がある。

また、この備蓄には、3歳未満の乳幼児やそのほかの丸剤服用が困難な者の服用のために、粉末剤及び調製するための必需品（デジタル計量器、水等）を含める必要がある。ただし、調製は、原則として薬剤師等により避難所等で行うものとする。

・避難所等：

スクリーニング等が行われる避難所等において、安定ヨウ素剤を服用していない住民等へ配布できるように備蓄しておく必要がある。

また、基本的に避難所等では、3歳未満の乳幼児やそのほかの丸剤服用が困難な者の服用のために調製が行われるため、粉末剤及び調製するための必需品（デジタル計量器、水等）の備蓄が必要である。

・学校等：

P A Z内の学校（小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）は全面緊急事態に至った場合にはそこに所在する生徒等が住民同様、速やかに避難すべきであり、特に若い年齢の生徒・学生が集まっていることから、これらの学校にも安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要がある。また、職員の服用のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

³ 備蓄量の検討においては、事前配布対象者のうち未服用者への追加配布や当該地域で活動する災害対応業務従事者への緊急配布等も考慮する。備蓄場所における備蓄量については、複合災害に備えて備蓄場所が集中しないよう検討した上で、当該備蓄場所から速やかに取り出し配布ができる範囲にある配布場所における配布予定数、あるいは当該備蓄場所が配布場所となる場合に必要となる配布予定数等を参考に、安定ヨウ素剤の配布・服用が必要となる住民や一時滞在者等に速やかに配布できる量が目安となる。

⁴ 住民がU P Z外にある配布場所において緊急配布を受ける場合に備えて、安定ヨウ素剤をU P Z外の備蓄場所に備蓄することもあり得ると考えられる。備蓄する安定ヨウ素剤については、その備蓄場所にかかわらず、当該安定ヨウ素剤の所有者である地方公共団体の管理の下で適切に保管する必要がある。

一方、PAZ外の学校は、校舎や講堂等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、生徒や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・幼稚園、保育園等：

PAZ内の幼稚園、保育園等は、3歳以上の児童を対象に安定ヨウ素剤の丸剤を備蓄しておく必要がある。また、職員が服用するための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

PAZ外の幼稚園、保育園等は、学校と比較すると小規模の場合が多いが、園庭等が集合場所等に活用できる可能性がある。また、甲状腺被ばくによる発がん影響への感受性が高い乳幼児がいるため、PAZ外の施設においても丸剤の安定ヨウ素剤の備蓄の必要性が高い。

また、備蓄に際しては周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・病院、福祉施設等：

病院、福祉施設等では患者、職員等が服用するための安定ヨウ素剤の備蓄が必要である。

・保健所、保健センター等：

保健所、保健センター等では職員等の服用分のみならず、災害時に住民が集まる可能性が高く、医師や薬剤師等が所在することから、安定ヨウ素剤の配布・服用の対応がとり易いこと等より、備蓄・配布場所として適している。

(4) 住民への説明等

a. 説明・周知の方法、内容

PAZ及びUPZを中心に安定ヨウ素剤の服用の可能性のある地域の住民は、平時から安定ヨウ素剤について十分に理解しておく必要がある。また、緊急時に住民が自らの意志で安定ヨウ素剤を服用しない場合の放射性ヨウ素の内部被ばくによる健康上の影響の可能性や、服用後に体調の異変を感じたときの対応等についても理解を得る必要がある。このため、特に事前配布の際には下記の周知のための資料を配布するだけでなく、医師による住民説明会を開く必要がある。その際又は事後的に個別の問い合わせにも対応する体制も整えておく必要がある。

説明・周知に当たって、安定ヨウ素剤の予防服用は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを低減する効果のみを有し、他の手段も含めた防護措置の一つであることを強調しなければならない。具体的には、その他の防護措置である避難、屋内退避、飲

食物の摂取制限、除染等は放射性ヨウ素以外の放射性核種からの被ばくも低減できる防護措置である点等⁵について、安定ヨウ素剤の効果等とともに説明・周知する必要がある。

住民への説明・周知には以下の項目が含まれるようにする。

安定ヨウ素剤の事前配布対象者への説明内容

- 配布目的
- 原子力発電所事故による放射性物質の放出
- 放射性ヨウ素の摂取経路
- 放射性ヨウ素によって引き起こされる健康障害（甲状腺機能低下、発がん等）及び確定的影響・確率的影響と線量レベルとの関係
- 安定ヨウ素剤の働きと限界（予防効果）
- 安定ヨウ素剤の事前配布方法
- 安定ヨウ素剤の追加配布、転出時の回収
- 服用指示の手順とその連絡方法
- 服用不適切者、慎重投与対象者
- 服用時期、服用方法、服用量
- 安定ヨウ素剤の副作用
- 過剰服用による影響
- 安定ヨウ素剤の保管方法
- 安定ヨウ素剤の有効期間と交換方法、不要になった場合の返却方法
- 安定ヨウ素剤が緊急時に見つからないときの対応法
- 副作用が起こった場合の対処方法
- 災害時要援護者等への対応
- 甲状腺癌の発生リスク及び安定ヨウ素剤服用に伴う副作用の年齢との関係
- 3歳未満の乳幼児、服用不適切者等への対応
- 自宅以外（学校や職場等）から避難する時の対応

緊急時に安定ヨウ素剤を服用する可能性のある住民への周知内容

- 服用の必要性
- 原子力発電所事故による放射性物質の放出
- 放射性ヨウ素の摂取経路
- 放射性ヨウ素によって引き起こされる健康障害（甲状腺機能低下、発がん等）

⁵ 避難や屋内退避等の防護措置以外に、子供が放射性物質の付着した手を舐める、その手で食べ物を掴む等の不注意な行為により、放射性物質を体内に取り込むことを防ぐよう注意することも必要である。

及び確定的影響・確率的影響と線量レベルとの関係

- 安定ヨウ素剤の働きと限界（予防効果）
- 安定ヨウ素剤服用が必要となるケースの説明
- 服用指示の手順とその連絡方法
- 服用不適切者、慎重投与対象者
- 緊急時の安定ヨウ素剤の配布方法
- 服用時期、服用方法、服用量
- 安定ヨウ素剤の副作用
- 過剰服用による影響
- 副作用が起こった場合の対処方法
- 災害時要援護者等への対応
- 甲状腺癌の発生リスク及び安定ヨウ素剤服用に伴う副作用の年齢との関係
- 3歳未満の乳幼児、服用不適切者等への対応
- 自宅以外（学校や職場等）から避難する時の対応

b. 周知のための資料（安定ヨウ素剤についてのQ & A）

住民向けには、上記の口頭での説明に加えて、服用方法や副作用等について、一問一答形式等のわかりやすい資料を配布する必要がある。また、地域の保健所や役場の住民相談窓口にも住民からの質問対応ができるよう上記の項目に関して理解を得ることが必要である。当該資料の一例を添付資料2に示す。

(5) 副作用への対応

a. 副作用の未然防止

安定ヨウ素剤は服用により副作用が生じる可能性があり、病気の発症後でなく放射線被ばくを低減するという予防的な目的での服用であることから、副作用への事前の対策を的確に行う必要がある。

安定ヨウ素剤の副作用については、服用不適切者や慎重投与対象者（詳細は付属資料D、添付資料1を参照）には特別な注意が必要である。服用不適切者としては、ポピドンヨード液⁶及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後に、じんま疹、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応を経験した者が該当し、慎重投与対象者としては、ヨード造影剤や甲状腺機能亢進症や機能低下症等の疾患を持つ者（受領書参照）が該当する。

これらの副作用が住民等に発生する可能性について、地方公共団体は、事前配布を行う際に対面説明や受領書の配布回収を行い、安定ヨウ素剤を配布する前に把握するよう努める必要がある。この情報把握の結果として、服用不適項目に該当する者に対

⁶ ポピドンヨード液は主にうがい薬に含まれる。

しては安定ヨウ素剤の配布は行ってはならない。ただし、服用不適切者は、緊急時における防護措置として、施設敷地緊急事態の段階で災害時要援護者とともに予防的に避難することを伝える必要がある。また、慎重投与対象者については、各個人が、医師と安定ヨウ素剤の服用の可否について相談し、改めて事前配布される安定ヨウ素剤を受け取るか否かを決定する必要がある。その上で、慎重投与者に事前配布する場合には、緊急時に家族等に服用後の様態を観察してもらい、体調に異変が生じた場合の対応方法を伝えることが必要である。

緊急時に配布を行う場合には、事前配布と比べて、服用不適切者や慎重投与対象者の事前把握が厳密でない場合が多いと考えられるため、原則、配布する者全員に対して服用後の様態を家族等に観察してもらう必要があることを伝える必要がある。

なお、地方公共団体は、服用不適項目や慎重投与の必要性の項目への該当の有無について、該当者本人に事前に知らせ、緊急時の対応を理解してもらうことが必要である。また、放射線による甲状腺癌発症リスクは年齢が下がると高くなることが報告されており、放射性ヨウ素の内部被ばくによるこのリスクは安定ヨウ素剤を服用することにより低減することができるが、安定ヨウ素剤の服用に伴う一時的な甲状腺機能低下等の副作用の可能性は年齢の増加とともに高くなると考えられている。こうした事実についても説明会等の際に丁寧に説明し、理解を得た上で服用してもらうことが必要である。

収集した受領書の情報は個人情報であり、十分注意して適切に取り扱い、かつ緊急時に必要となる状況に備え、遅滞なく活用できる方法で保管管理することが必要である。

さらに、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、その時に服用している薬剤との併用に伴う健康影響が懸念されることがあるため、服用している薬名が記載されているお薬手帳を持参して医師と相談することが望ましい。

b. 副作用対応への協力

地方公共団体は、副作用を自覚した者からの相談に対応できるように体制を、更には、治療が必要な者に対して医療が提供できるように救護所等での体制整備や病院への受け入れ協力等の医療提供体制の整備に努める必要がある。この際、事前に周辺医療機関に対して、ヨウ素過敏症の症状等（詳細は付属資料D参照）を含め被ばく医療についての情報提供をしたり、国等が実施する研修、講習会等の活用を促す必要がある。

(6) 配布方法

a. 事前配布

a.(a). 事前配布の範囲

P A Z内では、避難の際に速やかに安定ヨウ素剤を服用することが原則である。このため、安定ヨウ素剤を事前に各個人に配布する必要がある⁷。ただし、事前配布が可能な薬剤を用意できない3歳未満の乳幼児や、服用不適切者には安定ヨウ素剤を事前配布しない。

P A Z外であっても、E A Lの設定内容等に応じてP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、P A Z内と同様に、各個人への事前配布を行うことが適当である。

a・(b). 事前配布の方法と注意事項

・説明会の開催等を通じた配布：

安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、原則として医師による住民への説明会を開催することが必要である⁸。この説明会においては安定ヨウ素剤の取り扱いに関する留意点等を説明し、それらを記載した資料とともに安定ヨウ素剤を配布する。この際、必要な量以上に安定ヨウ素剤を事前配布してはならない。また、住民が安定ヨウ素剤を受け取る際に、服用方法、副作用等の安定ヨウ素剤の取り扱いに係る留意事項について理解ができていないか等を確認するため、受領書を記入・提出させることが必要である。加えて、安定ヨウ素剤を配布された者に関する管理簿（氏名、日時、数量、代理受領か否か等）を作成し記録を残す必要がある⁹。

説明会に参加できない住民については、保健所等の公共施設や病院等の医療機関において、医師等からの説明を受けた上で安定ヨウ素剤の事前配布が可能な体制を整備することが望ましい。

歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者については、説明会に参加した家族や公共施設等に出向いた家族等による代理受領が可能である

⁷ 地域の実情に応じて、緊急時の迅速な配布により事前配布と実質的に同等な措置が講じられる場合には、各地方公共団体の判断により、事前配布に代えて緊急配布の措置とする場合も考えられる。

⁸ 立地道府県及び隣接道府県に対して交付される原子力発電施設等緊急時安全対策交付金では、安定ヨウ素剤の整備について、防災重点区域内の服用対象人口に対する1回服用あたりの必要量の3倍を目安に交付の対象としている。事前配布の実施に要する費用として、例えば説明会の会場費用、資料印刷費、講師謝金や旅費などについても、予算の範囲内で交付金の交付の対象とすることができる。具体的な交付対象については、各地域の原子力防災専門官を通じて、内閣府原子力災害担当対策室予算班交付金担当まで相談ありたい。

⁹ P A Z外の住民であっても、P A Z外からP A Z内の事業所や学校に通勤・通学する者に対して、P A Z内の住民と同様の方法で事前配布することとし、このための安定ヨウ素剤を事業所や学校等に配備することができる。ただし、この場合においても一人ずつ事前配布の手続きを行う必要があるため、例えばP A Z内の事業所の従業員の数のみを理由にその全員分を一律に事前配布することはできない。

10. ただし、地方公共団体は、代理受領に来た家族等に対して、その依頼をした者に資料を手渡し、説明内容を伝達することが必要である旨を伝えた上で、受領書を記入・提出させる必要がある。なお、受領書の記載事項により、代理受領を依頼した者が服用不適項目に該当することが判明した場合には、安定ヨウ素剤を配布せず、代理受領に来た家族等に配布できない旨を依頼した者に伝えるよう求める必要がある。

これらの方法によってもなお事前配布の対応ができない者に対する配布手段については、その者の事情や状況に応じて検討する必要があるため、原子力規制庁と相談した上で配布方法を設定する。地方公共団体は、上記の配布や代理受領に際しては、配布された者が、第三者に譲り渡したり、自分以外の者に服用させたりしないよう指示することが必要である。なお、地方公共団体は、多くの住民に対する説明を行う必要があり、安定ヨウ素剤の効能や副作用、服用方法等の薬剤に関する事項について、薬剤師が説明を行う等、薬剤師に医師を補助する協力を求めることも有効である。

・保管：

安定ヨウ素剤の保管は家庭等において常温で可能であり、直射日光のあたらない、湿気の少ない場所に保管すべきである。また、温度が高い場所に長期間放置することは避けるべきである。さらに、緊急時に即時に服用できるよう取り出す必要があることから、「薬箱のように用途が明確で覚えやすい場所に保管する」、「非常時に必ず持ち出す防災袋に他の災害時用品と一緒に入れる」といった「なくさないための工夫例」等を説明会や資料等で紹介することが有効である。

・譲渡、転入、転出、子供の成長等に伴う対応：

配布の際には、住民が安定ヨウ素剤を第三者に譲渡しないよう指示する。また、転出、死亡等により安定ヨウ素剤が不要になった場合には、市町村役場等でその手続きを行う際に地方公共団体に返却することも指示する。これらの事項については、配布された住民が理解したことを確認するため、受領書に記入・提出させる。

転入者があった場合には、転入手続の際に、安定ヨウ素剤の事前配布に係る説明会の日程・場所を知らせる等、安定ヨウ素剤の配布について情報を提供する。

また、3歳未満の乳幼児が3歳に達した場合や、子供が13歳になった場合等、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合には、その者に安定ヨウ素剤を配布する必要があるため、例えば、保育園、幼稚園や中学校等において保護者向けに定期的な

10 代理受領する者は、家族や生活を共にする親族などに限定され、例えば町内会長などある地区の代表者が一括して受領することはできない。未就学児や小学生などの未成年者については、保護者が受領書に記入することで問題ない。

情報提供を行うなど、安定ヨウ素剤の事前配布に係る仕組みの周知に努めることが必要である。

さらに事前配布された者が安定ヨウ素剤を不要と判断した場合には、不要になった安定ヨウ素剤を地方公共団体に返却してもらう手順を準備することも必要である。

a (c). 安定ヨウ素剤の更新

現在の安定ヨウ素剤は、長期保存時の安定性が確認されているのは3年間であるため、3年ごとに新しい薬剤に更新する必要がある。

このため、地方公共団体は、事前配布の説明会を定期的に行い、更新時期が迫った又は過ぎた安定ヨウ素剤を保有している住民に参加を求めることが必要である。これらの住民には説明会に参加する際に、古い安定ヨウ素剤を持参してもらい、当該薬剤と交換で新しい薬剤を配布するものとする。公共施設や医療機関等で説明を受ける者、代理受領に来た者についても同様に古い安定ヨウ素剤と交換するものとする。

なお、住民が安定ヨウ素剤を紛失した場合には、地方公共団体は、その旨を連絡させ、最初の配布と同様の手続きで配布されるようにしなければならない。住民には、紛失の状況や保管方法等について把握し改善を促すとともに、一定の期間内に数次にわたって再配布を求める場合には、有償による配布に切り替える等の措置を講じることも考えられる。他者への譲渡については、薬事法等の法令に抵触する可能性がある旨を説明し可能であれば回収・返却するよう依頼するとともに、悪質な行為が明らかとなった場合には捜査機関への相談や告発など所要の対応をとる必要がある¹¹。

b. 緊急配布

b.(a). 配布方法と配布場所

安定ヨウ素剤の事前配布を行う地域においては、紛失や外出先から直接避難する場合に備えて、避難の際に追加的な配布を受けられるようにしておく必要がある。

事前配布を行わない地域においては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に依じて、避難や屋内退避に併せて安定ヨウ素剤を配布・服用する必要があるため、以下のように配布場所や配布方法を事前に定めて準備を行い、住民にも周知しておく必要がある。

また、服用の指示があった時に、学校等、安定ヨウ素剤が備蓄されている場所にいる場合には、備蓄されている安定ヨウ素剤を受け取り、服用して避難するこ

¹¹ 事前配布のための住民説明会で受けた説明に従わず安定ヨウ素剤を紛失し、あるいは第三者に譲渡したことにより、自分以外の者が誤って服用した場合に生じた損害については、一般に当該安定ヨウ素剤の事前配布を受けた住民の責任に帰するものと考えられる。事前配布を受けた住民が平時において誤って服用した場合も同様と考えられる。

とを周知しておく必要がある。

(i) 配布場所

- ・ 備蓄場所と同じ、又は、その近隣の施設を配布場所に指定する。
- ・ 避難経路上¹²や、住宅地の近くで交通の便が良い場所等の住民が避難の際に容易に立ち寄れる所を配布場所に指定する。
- ・ 住民の人口分布等を踏まえて、配布対象者数や地理的な偏りがないように配布場所を指定する。

(ii) 配布方法¹³

- ・ 緊急時の配布では3歳未満の乳幼児が服用対象となる場合もあるため、集合場所や避難所等において薬剤師等¹⁴が粉末剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調製できる体制を準備する。
- ・ 被ばくを軽減するため、避難する際に搭乗するバスや、屋内にある集合場所で配布する。
- ・ 住民が配布のため屋外に並ぶのではなく、屋内や車内で待機できるように配布場所を指定する。

なお、安定ヨウ素剤の服用を要する住民のみならず、該当地域にいる一時滞在者等についても、同様の方法で速やかに配布する必要があるため、通知手段の準備等も必要である。

b-(b). 安定ヨウ素剤の更新

緊急時に配布するために備蓄している安定ヨウ素剤についても、前述のとおり、3年ごとに新しい薬剤に更新する必要がある。このため、地方公共団体は、各施設で備蓄している安定ヨウ素剤について、当該期間ごとに購入して、古い薬剤と新しい薬剤を交換する必要がある。古い安定ヨウ素剤は回収した上で、適切に廃棄しなくてはならない。

¹² 避難経路にある配布場所で緊急配布を受ける場合において、例えばその配布場所が避難指示の対象となっている地区内にある場合には、配布に時間を要することで避難に遅れが生じることを防ぐため、配布よりも避難を優先する必要がある。

¹³ 緊急配布の場合の受領書についても、服用不適切者の確認や重複配布の防止といった観点から、事前配布の場合と同様に扱うことが望ましいが、緊急配布時における時間的制約などにより対応が困難な場合には、口頭による確認などで代替することも考えられる。

¹⁴ 緊急配布の場合でも、医師が関与して配布・服用を行うことが望ましいが、例えば配布場所において安定ヨウ素剤の服用のタイミングを考慮すると医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員が適切な方法で配布することが妥当と考えられる。

(7) 訓練

緊急時における安定ヨウ素剤の適切な服用のためには、訓練が不可欠である。訓練は、安定ヨウ素剤の服用に関連した訓練を含める等、原子力事業者職員、地方公共団体職員、警察・消防職員、住民といった訓練参加者の誰もが安定ヨウ素剤の服用手順等について習熟できるように行うべきである。また、訓練の結果を踏まえ、日頃から手順等を見直すことが必要である。

4. 安定ヨウ素剤の服用方法

(1) 服用対象者

a. 事前配布を行う地域

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で下記の者を除いて全員服用する。

- 服用不適切者
- 自らの意志で服用をしない者

災害時要援護者で早い時点からの避難準備が必要な者、服用不適者、乳幼児に同伴する保護者等は、一般住民より早い段階（施設敷地緊急事態）において、安定ヨウ素剤を服用せず避難を開始する。その際、事前配布された安定ヨウ素剤を携帯して避難することになる¹⁵。

また、事前配布されたが紛失等により服用できなかった者、事前配布されていない一時滞在者等には、安定ヨウ素剤を追加的に配布して服用させる必要がある¹⁶。

b. 事前配布を行わない場合

安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含めて当該地域に所在する者全員が服用する。

- 服用不適切者
- 自らの意志で服用をしない者

この場合、3歳未満の乳幼児は、薬剤師等が粉末剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。

なお、妊娠している者、授乳婦は、後述するとおり、新生児への影響を考慮する必要はあるものの、原則的には上記の服用対象者に含まれていることに留意が必要であ

¹⁵ 自己の管理の下で安定ヨウ素剤を適切に保管・服用する上で、事前配布することが適当でないと考えられる災害時要援護者については、各地方公共団体の判断により、事前配布に代えて緊急配布の措置とする場合も考えられる。

¹⁶ 事前配布を忌避した者であっても緊急時には配布・服用を希望する場合もあることを考慮し、緊急時には追加的な配布を受けられるようにしておく必要がある。

る。

また、40歳以上の者については、以前に原子力安全委員会が定めた「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について（平成14年4月）」によれば、放射線被ばくによる甲状腺癌の発生リスクの増加がみられないことを理由に40歳以上の者は安定ヨウ素剤の服用が必要ないとされていた。しかし、近年の研究を見ると、甲状腺癌の発生リスクは年齢とともに減少するが、高齢者においてもそのリスクが残存するとの懸念がある。一方、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は年齢が上がるとともに増加するとの報告もあり、こうした、安定ヨウ素剤の服用に係る年齢との関係を理解した上で服用してもらうようにしなければならない。

(2) 服用回数、服用量

a. 服用回数

安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回とし、連続服用をしなくてよいように、住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としている。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。連続服用は、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、その判断に基づいて、原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合にのみ服用するようにしなければならない。

なお、妊娠している者、新生児は原則として複数回の服用を避けなければならない。

b. 服用量¹⁷

安定ヨウ素剤の服用量については、表に示すように年齢に応じた量とする。3歳未満の乳幼児及びそのほか丸剤の服用が困難者に対しては、薬剤師等が粉末剤より調製する液状の安定ヨウ素剤を服用させる。

安定ヨウ素剤を規定量以上に服用することは、防護効果を高めることにはつながらず、逆に副作用が発生する可能性を高めるため、定められた量以上には服用させてはならない。誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置までは必要ないが、体調に異変が見られないか確認し、医師や、あらかじめ定められた相談窓口¹⁸に相談することが適当である。

¹⁷ ヨウ素含有食品等（例えば海草）については、含有ヨウ素量が不確かであることから、防災計画に組み込むのは不適當である。また、ヨウ素含有の消毒薬等の薬剤は、経口投与によることを想定しておらず、他の成分を含むので、安定ヨウ素剤の代替としての使用は不適當である。

¹⁸ 住民からの相談に応じる相談窓口では、安定ヨウ素剤に関する医学的助言のほか、様態が急変した場合の至近の医療機関、安定ヨウ素剤の配布場所や配布方法などについても案

表 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3*	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5*	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上			2丸

*：薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

(3) 3歳未満の乳幼児、小児、妊娠している者（胎児）・授乳婦に対する服用方法

服用に当たっては、現行の丸剤タイプの安定ヨウ素剤は非常に硬く、定められた量に正確に分割することが難しいことから、3歳未満の乳幼児の服用には適さない。このため、3歳未満の乳幼児への服用が必要な場合には、薬剤師等が粉末剤より調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

3歳以上13歳未満は安定ヨウ素剤の丸剤1丸、13歳以上については2丸を服用することとする¹⁹。これらの対応は、就学年齢を考慮すると、7歳以上13歳未満の対象者は、概ね小学生に、13歳以上の対象者は、中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学1～6年生までの児童に対しては安定ヨウ素剤の丸剤1丸、中学1年生以上に対しては安定ヨウ素剤の丸剤2丸を採用することが実際的である。ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、上記の3歳未満の乳幼児と同様に液状の安定ヨウ素剤を準備し、服用させる必要がある。

また、妊娠している者、新生児、授乳婦が服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察等について慎重な対応が必要であるため、あらかじめ定められた相談窓口にご相談する等医師や薬剤師への相談の必要がある。

(4) その他の注意事項等

1回の服用であれば、痒み、じんま疹、浮腫、激しい腰痛、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー症状がなければ処置、検査等の必要はない。

事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者等が安定ヨウ素剤を服用した場合は、服用不適項目や慎重投与項目の厳密な把握をしていないことから、服用後、しばらくの間（30分程度が目安）、服用者の様態を医療関係者、地方公共団体職員や家族等が観察する

内する必要があるため、地方公共団体において保健所等に相談窓口を設置する必要がある。

¹⁹ 丸剤を服用できる者は、年齢にかかわらず丸剤を服用することを基本とする。

必要がある²⁰。服用者の体調に異変が生じた際には、近隣に医療関係者がいる場合には当該医療関係者が処置を行い、医療関係者がいない場合にはあらかじめ定められた相談窓口にご相談し、医療機関に救急要請のための連絡を行う。

さらに、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、その時に服用している薬剤との併用に伴う健康影響が懸念されることがあるため、服用している薬名が記載されているお薬手帳を持参して医師と相談することが望ましい。

5. 緊急事態での対応

緊急事態発生時には、緊急事態区分、更に事態の進展状況に応じて、放射性ヨウ素に対する防護措置を地域等の条件や事前準備で定めた手順を踏まえ、柔軟に対応しなければならない。

(1) 緊急事態区分に応じた防護対応

a. 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態の場合、PAZでは安定ヨウ素剤の服用のための準備を行う必要がある。具体的には、防災無線や広報車等を用いて、PAZ内の住民に事前配布した安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。

ただし、災害時要援護者は優先して避難させるため、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。また、災害時要援護者のうち、病院の患者や介護施設の入居者等は受け入れ体制が整備されてからの移動が望ましい。

なお、3歳未満の乳幼児は、安定ヨウ素剤の事前配布を受けていない。これらの者には、新たに携帯させる必要はなく、保護者同伴の上で優先的に避難させる。幼稚園等において保護者が近くにいない場合は、保育士等が付き添って避難し、避難場所等で家族と集合させる等の対応をとる必要がある。

服用不適切者は、災害時要援護者に該当しない者であっても、災害時要援護者とともに避難させる必要がある。

b. 全面緊急事態

b-(a). PAZ

全面緊急事態に至った場合に、原則として、原子力規制委員会が避難とともに安定ヨウ素剤服用の必要性を判断する。その上で、原子力規制委員会の判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が服用の指示を出し、住民は服用指示に従い安定ヨウ

²⁰ 緊急配布を受けて服用する場合は、避難経路上の配布場所等で配布を受け、他の避難対象者とともに避難経路に即して避難することで、服用後の観察を相互に行うことになると考えられる。

素剤を服用する。

この指示は、事前準備で定められた方法で、各家庭や学校、会社等にいる者全員に伝達すべきである。ただし、連絡手段の断絶等により、国の原子力災害対策本部からの指示を受けることができない不測の事態の場合等には、地方公共団体が原子力災害対策指針の内容と照らし合わせて、実施の判断を行うことも可能である。

服用指示を受けた際に自宅にいる場合は、事前配布された安定ヨウ素剤を、学校等にいる場合にはそこで備蓄されている安定ヨウ素剤を服用する。

事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない場合は、安定ヨウ素剤の入手に時間をかけるのではなく、避難の際に地方公共団体から追加配布される安定ヨウ素剤を服用する。

なお、避難の実施により健康リスクが高まる等の理由により早期避難ができない災害時要援護者は、可能な限り放射性ヨウ素の吸入を避けることができる屋内に退避し、服用の指示があった際に可能な場合には、服用不適切者を除いて、配布された安定ヨウ素剤を服用する²¹。災害時要援護者のうち3歳未満の乳幼児で避難が遅れている場合には、薬剤師等が粉末剤から液状の安定ヨウ素剤を調製して服用させる必要がある。

b-(b). PAZ外

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。その服用判断に基づいて原子力災害対策本部又は地方公共団体が配布・服用の指示を出し、住民はその指示に従い安定ヨウ素剤を服用する。

事前配布されていない地域の者には、避難の際に、備蓄してある安定ヨウ素剤を地方公共団体職員等が備蓄場所から取り出し、配布・服用させる²²。この際、地方公共団体はあらかじめ指定している配布場所を経由して避難させたり、家族の代表者に配布したり、複数の受け渡し窓口を設ける等の避難、服用自体を遅延させない工夫や、車中や屋内で配布する等の被ばくを避けるための方策を講じる必要がある。

この地域から避難する者の中に服用不適切者や慎重投与対象者がいるか把握できていない場合が多いと考えられるため、服用後は家族等に服用者の様態を観察してもらい、体調に異変が生じた場合には医療関係者に対応を求める等の注意を伝達する必要

²¹ 放射性ヨウ素の吸入を避けるための措置として、換気扇や空調を停止させること、窓やドアを閉めることなどが有効と考えられる。

²² 原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合（当該緊急配布のために液状の安定ヨウ素剤を必要とする者に対して地方公共団体職員が調整する場合を含む。）は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、薬事法、医師法等の関係法規からの違法性は阻却されるものと考えられる。ただし、平時の計画においてはできる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備する必要がある。

がある。さらに、配布の際は、乳幼児や妊娠している者から優先的に行うべきである。また、妊娠している者、新生児、授乳婦が服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察等について慎重な対応が必要であるため、あらかじめ定められた相談窓口にご相談する等医師や薬剤師への相談の必要がある。

屋内退避の際に安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出た場合は、備蓄場所から家庭や勤務先等に防災車等により配布を行うことが望まれる。しかし、家庭や勤務先等への配布が困難な場合も多いと考えられるため、その場合には、屋内退避から切り替わった避難の際に、上記と同様の手続きで、配布・服用をさせることが適当である。

ただし、PAZ外であっても事前配布を行っている地域もある。その地域では、服用指示の時期はPAZとは異なるものの、指示後の手順は基本的にはPAZ内と同様のものとなる。

c. 一時滞在者への対応

避難実施区域にいるイベント参加者や旅行者等の一時滞在者に対して、住民と同様、事前準備で定められた方法を用いて周知し、備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に服用させる必要がある。

d. 避難実施区域からその区域外の学校や会社等に通っている者への対応

避難実施区域外の学校や会社等にいる時に自宅のある地域が避難実施区域に指定された場合には帰宅することなく、避難所へ直接移動するよう指示する必要がある。この際、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。

また、避難以外の防護措置を実施している地域へ帰宅する場合にはその防護措置の留意点に注意を払う必要がある。

(2) 副作用等への対応

安定ヨウ素剤には副作用の可能性があるが、特に服用不適切者には服用させてはならない。また、慎重投与対象者や、緊急時で服用する者のアレルギー等が不明な場合には、安定ヨウ素剤服用後、特に医療関係者、地方公共団体職員や家族が、しばらくの間(30分間が目安)、服用者の様態を慎重に観察する必要がある。服用者の体調に異変が生じた際には、近隣に医療関係者がいる場合には当該医療関係者が処置を行い、医療関係者がいない場合にはあらかじめ定められた相談窓口にご相談し、医療機関に救急要請のための連絡を行う。

なお、特に留意するのはアナフィラキシーショックであり、痒み、じんま疹、浮腫、激しい腰痛、呼吸困難、血圧低下等の症状が出た場合には、適切な処置を受ける必要がある。1回の服用であり、これらの症状がなければ、その他の副作用に関する処置、検査等の必要はない。

また、妊娠している者、新生児、授乳婦が服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察等について慎重な対応が必要であるため、あらかじめ定められた相談窓口にご相談する等医師や薬剤師への相談の必要がある。

さらに、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、その時に服用している薬剤との併用に伴う健康影響が懸念されることがあるため、服用している薬名が記載されているお薬手帳を持参して医師と相談することが望ましい。

国からの服用指示に基づき服用し、あるいは服用しないことによって健康被害が生じた場合における責任については、そのような事態に至った経緯や健康被害の状況など様々な事情が勘案されるものと考えられるが、国が服用を指示したことについて、国は責任を負うものと考えられる。賠償については、国や事業者によって、原子力損害等を賠償する制度が用意されており、賠償の範囲や内容についてはそうした制度の中で解決を図ることが基本となる。

6. 地方公共団体職員が防災業務関係に携わった場合の安定ヨウ素剤の服用について

避難地域における住民の避難誘導、連絡等のために全面緊急事態以降において屋外で災害対応業務に従事する可能性のある地方公共団体職員は、当該業務を開始する際に各所属機関から安定ヨウ素剤の配布を受けて携行し、服用の指示に基づき服用する。携行していない従事者がいる場合には、各所属機関から安定ヨウ素剤を緊急配布し、又は近隣の配布場所で配布を受ける必要がある。また作業が1日以上継続する場合には連続服用も考慮しなければならない。この際には初回の服用は安定ヨウ素剤を2丸、それ以降は毎日1丸とする。業務が長期間に及ぶ場合には、交代職員の確保など安定ヨウ素剤を長期間連用する必要のない環境を整えることが必要であるが、長期間服用することとなった場合には、甲状腺機能のモニターを行うことが必要であり、また健康に異常が認められるときは、速やかに医師に相談しなければならない。これらの作業には、妊娠中、授乳中、妊娠可能な女性を除くべきである。これらの業務に携わる可能性がある者は、事前に放射線業務従事者としての教育研修を受けるか、それ相当の防護知識を習得しておくことが望ましい。

付属資料

A. 放射性ヨウ素の性質と体内への摂取経路

ヨウ素は、もともと自然界に存在する元素で、通常は、飲食物を通じて体内に取り込まれているものであり、人間の体内において、甲状腺ホルモンを作るために不可欠な元素である。

ヨウ素の同位体には放射線を出す放射性のヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれると、甲状腺に集積し、それが放出する放射線によって数～数十年後に甲状腺癌を発症する可能性がある。体内に入った放射性物質はその放射性壊変と生体内の代謝によって徐々に量が減っていくが、その間被ばくは持続する。

甲状腺への放射線の影響は、外部被ばくによる場合と甲状腺に取り込まれた放射性ヨウ素の内部被ばくによる場合とがあるが、原子力施設の事故では、住民については内部被ばくが問題となる。原子力施設において重大な事故が発生した場合には放射性ヨウ素が大気中に放出され、それを吸入する可能性がある。また、大気中に放出された放射性ヨウ素が野菜や貯水池や海洋等に降下し、それらに汚染された飲食物を摂取すると、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることがある。

B. 放射性ヨウ素の取り込みによる甲状腺への健康影響

(1) 甲状腺癌

甲状腺等価線量で 50・100 mSv 以上の放射線被ばくにより甲状腺に癌が過剰に発生することが広島、長崎の原爆被爆者の疫学調査やチェルノブイリ原子力発電所事故後の調査等により知られている。また、その発生確率は特に乳幼児において高くなることが知られている。放射線による発がんは放射線防護の上では確率的影響と考えられている。

(2) 甲状腺機能低下症

数 Gy 以上というかなり高い線量に被ばくした場合、数ヶ月の期間において、甲状腺の細胞死の結果として甲状腺ホルモンの分泌が減少することにより、甲状腺機能低下症が発症することがある。甲状腺機能低下症の発症は、放射線の確定的影響であって、しきい線量が存在する。そのしきい線量を超えた場合には、被ばく線量が増加するにしたがって発生率が増加し、重篤度も高くなると言われている。

C. 安定ヨウ素剤による防護効果

放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取と汚染した飲食物の経口摂取によって体内に入る。安定なヨウ素も放射性のヨウ素も同じように血中を介して甲状腺に取り込ま

れる。健康な成人が安定ヨウ素剤を服用すると、服用後1～2時間以内に、尿中排泄濃度は最大となる。その後、時間の経過とともに尿中ヨウ素排泄量は漸減し、72時間後には、服用した安定ヨウ素剤のほとんどが体内から排出される(9)。

安定ヨウ素剤を服用すると血中のヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、放射性ヨウ素の甲状腺への到達量を低減することができる。

放射性ヨウ素が吸入摂取または体内摂取される前の24時間以内又は直後に、安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上を抑制することができる。また、すでに放射性ヨウ素が摂取された後であっても、8時間以内の服用であれば、約40%の抑制効果が期待できる。しかし、16時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。このように放射性ヨウ素摂取後では安定ヨウ素剤の防護効果は小さくなるため放射性ヨウ素が体内摂取される前に予防服用することが大切である。

安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素が体内に取り込まれる事それ自体を防ぐことはできない。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。したがって、放射性ヨウ素がほとんど存在しない場合や、原子炉の運転停止後に時間経過して放射性ヨウ素がほとんどなくなっている場合には、安定ヨウ素剤の服用は不要である。もう一つ重要な点は、放射性ヨウ素により甲状腺に既に生じた障害を被ばく前の状態に戻すことは出来ない。

D. 安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用

(1) 副作用の事例

これまでの原子力施設事故後の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用はチェルノブイリ原子力発電所事故時のポーランドの事例では新生児甲状腺機能低下が0.37%に、子供の4.6%に嘔吐、皮膚の発疹、胃痛、下痢、頭痛等の症状が出たとされている。また、福島第一原子力発電所事故時の事例では安定ヨウ素剤を14日以上または20丸を連続服用した229人中3人(1.3%)に一過性甲状腺機能低下症がみられている。

(2) 服用不適項目に該当する症状

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方は服用不適切者と判断する。

ヨウ素過敏症は、ヨウ素に対する特異体質を有する者に起こるアレルギー反応である。服用直後から数時間後までに発症する急性反応で、発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹、喘息発作等が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

(3) 慎重投与に該当する症状

ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴の者は慎重投与対象者と判断する。

添付資料1

安定ヨウ素剤の受領書 (例)

説明場所名： _____ 書類番号： _____
記入日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
受領者氏名： _____ (代理受領者氏名： _____)
生年月日： (明治、大正、昭和、平成) ____ 年 ____ 月 ____ 日
性別： 男 女
記入者氏名： _____

あなたの年齢は

- 新生児 生後1カ月以上3歳未満 3歳以上小学6年生まで
 中学1年生以上

【服用不適項目】

1. 今までに安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症がある
と言われたことがありますか？ はい
 いいえ
(ポピドンヨード液 (うがい薬に含まれます) 及びルゴール液使用後
並びにヨウ化カリウム丸服用後にじんま疹や呼吸困難や血圧低下など
のアレルギー反応を経験したことがありますか)

【慎重投与項目】

1. 今までにヨード造影剤過敏症 (造影剤アレルギー) と言われたこと
がありますか。 はい
 いいえ
2. 今までに甲状腺の病気 (甲状腺機能亢進症、機能低下症) があると
言われたことがありますか はい
 いいえ
3. 今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことあり
ますか。 はい
 いいえ
4. 今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか。 はい
 いいえ

5. 今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？ はい
いいえ
6. 今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか。 はい
いいえ
7. 今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）と言われたことがありますか。 はい
いいえ
8. 今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか。 はい
いいえ
9. 現在、以下のお薬をお使いですか。 はい
いいえ
- （「はい」の方は、該当する薬品にチェックを入れて下さい。）
- カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン
- リチウム製剤
- 抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル）
- ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレン
フマル酸塩

※慎重投与項目のうち、ひとつでも「はい」に該当する場合、医師と相談のうえ安定ヨウ素剤服用をするかどうかを決めて下さい。

【確認事項】

1. ヨウ素剤の効能・効果（どのように、何に効くか等）について説明を受け、理解しましたか。 はい
いいえ
2. ヨウ素剤の服用方法（飲み方、飲むタイミング）について説明を受け、理解しましたか。 はい
いいえ
3. ヨウ素剤服用以外の放射線防護、原子力防災について説明を受け、理解しましたか。 はい
いいえ
4. ヨウ素剤を飲むことによって得られる利益（甲状腺がんのリスクが低下する程度など）について説明を受け、理解しましたか。 はい
いいえ
5. ヨウ素剤の副作用を含め、リスクについて説明を受け、理解しましたか。 はい
いいえ
6. 併用した場合に使用に注意を要する薬品について説明を受け、理解しましたか。 はい
いいえ

7. ヨウ素剤を飲まない場合の対応方法や予想される結果などについて はい
て説明を受け、理解しましたか。 いいえ

安定ヨウ素剤の服用に関する注意事項の説明を受け、副作用の可能性についても理解し、安定ヨウ素剤を受け取りました。また、受け取った安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡さず、不要となった場合には返却を行います。

署名_____

(注) 代理受領の方へ

ご家族の分を代理で受領された方は、安定ヨウ素剤をお渡しになる前に、ご家族の方に本紙に必要事項を記入し提出されるようお伝え下さい。

ただし、記入の時点で、ご家族の方が服用不適項目に該当することが判明した場合には、(担当課名等)まで連絡の上、安定ヨウ素剤を返却いただきますようお願いいたします。

添付資料2

周知のための資料(案)(安定ヨウ素剤についてのQ&A)

このパンフレットは、安定ヨウ素剤の取扱いに関してQ&A形式で説明するものです。

ご質問やご不審の点がありましたら、ご遠慮なく(担当課名等を記載)にお尋ね下さい。また、以下のホームページ(URLを記載)からも、このパンフレットの内容や「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」をご覧になることができます。

はじめに：

- 安定ヨウ素剤は、原子力施設で重大な事故が起こった時に、国または地方公共団体から正式な指示があった場合や、医師の指示があった場合にのみ服用して下さい。
- 安定ヨウ素剤は服用時に副作用を引き起こす可能性がありますので、上記の指示があった場合以外は、決して服用しないで下さい。
- 安定ヨウ素剤の配布時に一緒にお渡しする説明資料をお読み下さい。

Q1：安定ヨウ素剤とはどのようなものですか？

安定ヨウ素剤は放射性でないヨウ素をヨウ化カリウムなどの形で内服用に製剤化したものです。現在、放射性ヨウ素からの甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品として国内で承認され、市販されている安定ヨウ素剤には丸剤と粉末剤があります。丸剤は3歳以上の方が服用するものです。一方、粉末剤は3歳未満の乳幼児やその他、丸剤服用が困難な子供等を対象に液状の安定ヨウ素剤を調製するためのものです。

Q2：放射性ヨウ素とはどのようなものですか？

ヨウ素には放射線を出すヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあります。

放射性ヨウ素は甲状腺に多く取り込まれて、それが出す放射線の影響により数年～数十年後に甲状腺癌を発生させる可能性があります。

Q3：安定ヨウ素剤はどのように働くのですか？

甲状腺は安定ヨウ素も放射性ヨウ素も同じように取り込みます。安定ヨウ素剤を服用すると、その後(約24時間)、体内に入った放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制します。

Q4：安定ヨウ素剤の替わりになるものはありますか？

昆布やわかめなどの海藻などにはヨウ素が含まれています。しかし、含まれているヨウ素の量が一定ではなくばらつきがありますので、安定ヨウ素剤の代替としては不適當です。

Q5：安定ヨウ素剤の効果が及ばない範囲ありますか？

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできません。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを低減する効果しかありません。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素により甲状腺に生じた障害を元へ戻すことはできません。安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできません。

Q6：安定ヨウ素剤を効果的に利用するにはどうしたら良いですか？

放射性ヨウ素を体内に取り込みそうな時、事前に安定ヨウ素剤を服用すると最大の防護効果があります。放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後では、数時間以内のできるだけ早い時期に服用すれば、効果はありますが限定的です。なお、体内に取り込んだ後 24 時間以上経過してから服用した場合には、甲状腺の被ばく防護効果は期待できません。また、放射性ヨウ素が環境中に存在しない場合には安定ヨウ素剤を服用しても全く防護効果はありません。

このため、国や地方公共団体の服用指示にしたがって服用するようにして下さい。

Q7：誰が安定ヨウ素剤を服用するのですか？

服用の判断は最終的には各個人に帰属しますが、服用の必要性は国が判断します。Q8に記載する服用してはいけない方を除いて、すべての方々が国や地方公共団体からの服用指示があった場合に服用していただくことが基本です。特に、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対して、胎児、子供たちは成人よりも発がん影響への感受性が高いことが知られており、子供たちは優先的に安定ヨウ素剤を服用すべきです。また、ヨウ素は胎盤を通過するため、胎児を防護するためにも、妊娠している方は安定ヨウ素剤を服用することを薦めます。ただし、服用量は規定量を守って下さい。40歳以上の方は、これまで放射線被ばくによる甲状腺癌の発生リスクの増加がみられないとされていましたが、近年の研究を見ると、その発生リスクは年齢とともに減少するものの高齢者においてもそのリスクが残存するとの報告もあることから、40歳以上の方も含め希望者には配布することとしました。ただし、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は年齢が上がるるとともに増加するとの報告もあり、こうした副作用と年齢の関係も服用される方に理解いただくことが重要です。

以上を参考にして、服用量（Q11）を守って服用して下さい。

Q8：安定ヨウ素剤を服用できない人は誰ですか？

安定ヨウ素剤を服用してはいけない方、または、慎重に服用する必要のある方は以下の通りです。

服用してはいけない方

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方

(ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後に蕁麻疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験した方)

慎重に服用する必要のある方

ヨード造影剤過敏症と言われたことのある方

甲状腺機能亢進症と言われたことのある方

甲状腺機能低下症と言われたことのある方

腎機能障害と言われたことのある方

先天性筋強直症と言われたことのある方

高カリウム血症と言われたことのある方

低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことのある方

肺結核の患者と言われたことのある方

ジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことのある方

下記の薬を服用している場合には安定ヨウ素剤と相互作用を起こす可能性があります。

カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン

リチウム製剤

抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル)

ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩

上記に当てはまる方、また、上記に当てはまらなくとも、ご不審、ご不明がある場合は必ず医師にご相談下さい。

Q9：安定ヨウ素剤の服用時にはどんな点に注意をする必要がありますか？

- 国や地方公共団体からの服用指示があった時にのみ服用して下さい。
- 定められた規定量の安定ヨウ素剤を服用して下さい。
 - ▶ 規定量以上に服用することは避けて下さい。
- 事前配布地域の方で避難時に安定ヨウ素剤が見つからない場合には、入手に時間をかけるのではなく、避難を優先して下さい。避難の際に地方公共団体の方から追加配布を受けて服用するようにして下さい。

- 妊娠している方、または、その可能性のある婦人は、原則として複数回の服用を避けて下さい。〔胎盤関門を通過して、胎児の甲状腺腫及び甲状腺機能異常を起こすことがある〕
- 小児が服用した場合には、皮疹や甲状腺機能抑制を起こすことがあります。
- 新生児の反復服用は原則として避けて下さい。
服用指示が出た時に学校等にいる場合にはそこで備蓄されている安定ヨウ素剤を服用して下さい。
- 外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、避難の開始前に服用できない者については、避難の際に地方公共団体から配布される安定ヨウ素剤を服用して下さい。
- 妊娠している方、授乳中の方、新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察などが必要になりますので、医師や薬剤師、あるいは所定の相談窓口まで相談下さい。

Q10：安定ヨウ素剤の副作用にはどのようなものがありますか？

安定ヨウ素剤は、緊急時に服用するものですが、副作用の可能性があるので理解して下さい。

副作用として、一般的な過敏症（発疹など）、消化器系（悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便（消化管出血）など）、その他（甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、原因不明の発熱、首・咽喉の腫脹など）の症状が報告されています。

Q11：安定ヨウ素剤はどのぐらい服用するのですか？

3歳以上13歳未満は安定ヨウ素剤1丸を、13歳以上は安定ヨウ素剤2丸を経口服用して下さい。

（新生児と生後1ヶ月以上3歳未満の幼児および3歳以上で丸剤を服用できない方は薬剤師等が調製する液状の安定ヨウ素剤を指示通り服用して下さい。）

Q12：安定ヨウ素剤はいつ服用するのですか？

安定ヨウ素剤の服用は国または地方公共団体が指示を出します。服用のタイミングは安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには大変重要ですので、その指示に従って服用して下さい。

Q13：安定ヨウ素剤の服用によって副作用が発生した時はどうすれば良いですか？

安定ヨウ素剤を服用し、Q10に書かれているような症状が現れた場合には、速やかに近くの医師に相談して下さい。その際、症状とともに、いつ、どれだけの量の安定ヨウ素

剤を服用したかについてもご説明下さい。

Q14：安定ヨウ素剤は繰り返して服用することができますか？

安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回としています。ただし、再度の服用がやむを得ないと原子力規制委員会が判断し、その判断に基づいて、原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合にのみ24時間の間隔を空けて服用することとなっています。

Q15：安定ヨウ素剤はどのようにして手に入れますか？

PAZ域にお住まいの方々は地方公共団体が開催する説明会に参加して、医師の説明内容を充分理解していただく必要があります。内容をご確認いただき、また、いくつかのご質問にお答えいただいた後で、安定ヨウ素剤をお渡しします。その際、受領書に署名していただきます。

説明会に参加できない方々は保健所等の公共施設において、医師等からの説明を受けた上で安定ヨウ素剤の事前配布を受けていただくこととなります。歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない方については、説明会に参加した家族や公共施設等に出向いた家族等による代理受領が可能です。ただし、代理受領に来られた家族等の方々は、その依頼をした方に資料を手渡し、説明内容を伝達することを理解して、受領書を記入・提出していただく必要があります。

なお、配布された安定ヨウ素剤は他人へ譲渡しないで下さい。

また、転出、死亡等により、安定ヨウ素剤が不要になった場合には、各自で捨てずに市町村役場等で転出等の手続きを行う際に地方公共団体に返却して下さい。

また、3歳未満の乳幼児が3歳に達した場合や、子供が13歳になった場合等のように追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合には、その旨を地方公共団体にご連絡下さい。その時点で、追加分の安定ヨウ素剤の配布がなされます。

UPZ域にお住まいの方々には、避難が必要になった時点で地方公共団体の職員が避難の際にお渡しします。

Q16：安定ヨウ素剤はどのように保管すれば良いですか？

安定ヨウ素剤は直射日光のあたらない、湿気の少ない所に保管して下さい。また、温度が高い場所（夏の車中、火元の近くなど）に長期間放置することは避けて下さい。さらに、「薬箱のように用途が明確で覚えやすい場所に保管する」、「非常時に必ず持ち出す防災袋に他の災害時用品と一緒に入れる」といった無くさないための工夫をしていただくことも有効です。

Q17：安定ヨウ素剤に有効期限はありますか？

安定ヨウ素剤の有効期限は3年間です。このため、地方公共団体は、交換時期が近づいた時点で、事前配布のための説明会を行いますので、古い安定ヨウ素剤を持参して、説明会に参加いただければ新しい薬剤と交換いたします。配布された安定ヨウ素剤で期限が切れたものは地方公共団体が回収しますので、各自で捨てたり、そのまま保持しないで下さい。

添付資料3 安定ヨウ素剤とともに配布する説明資料(例)
原子力災害用安定ヨウ素剤(服用対象者氏名: _____)

禁止事項

- ・3歳未満のお子さんには服用させないで下さい。(緊急時に服用の必要がある場合には国や地方公共団体から別途指示があります。)
- ・ヨウ素を含む医薬品を服用した後、じんましん、呼吸困難や血圧低下などの症状を経験された方、および、ヨウ素アレルギーと診断されたことのある方は、絶対服用しないで下さい。また、これに該当する方は、速やかに安定ヨウ素剤を返却して下さい。
- ・第三者に譲り渡さないで下さい。

服用方法

- ・原子力災害時に国や地方公共団体から指示があった場合にのみ服用して下さい。それ以外には服用しないで下さい。
- ・安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制する効果がありますが、それ以外の放射線防護効果はありませんので、緊急時に避難や屋内退避の指示がある場合には、その指示に従い行動して下さい。
- ・以下の服用量を必ず守って下さい。多く服用しても、防護効果は上がりません。過剰に服用すると、副作用が発生する可能性が高まります。

3歳以上13歳未満	1丸
13歳以上	2丸

- ・国や地方公共団体から特別な指示がない限り、複数回にわたり服用はしないで下さい。
- ・服用に当たっては、できる限り、ご家族の方と一緒に服用ください。万が一、ご自身やご家族の方が体調に異変(呼吸困難、関節痛、発疹など)を感じた場合には、お近くの医師や医療機関(連絡先:〇〇病院等)にご連絡下さい。
- ・妊娠中や授乳中の方が服用した場合には、相談窓口(連絡先:〇〇)に相談して下さい。

保管方法

- ・受け取られた安定ヨウ素剤は、直射日光の当たらない、湿気の少ない場所で保管して下さい。温度の高い場所(夏の車中、火元の近くなど)に長時間放置することは避けて下さい。
 - ・場所が覚えやすい薬箱や緊急時に持ち出す防災袋等に入れるなど、緊急時にすぐ取り出せるよう工夫して下さい。
- ※本資料も安定ヨウ素剤とあわせて保管して下さい。

原子力災害時の対処(メモ欄)

家族等の連絡先: _____
 避難予定地: _____
 集合場所等: _____
 医療機関の連絡先: _____

受取日: 〇〇〇〇年〇〇月

【連絡先】

〇〇市 担当〇〇
 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇
 メール: 〇〇〇〇〇〇
 HP: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

広域的な避難に係る県境を跨ぐ資機材等の設置について

平成25年8月23日
内閣府
原子力災害担当対策室

原子力災害に伴う広域的な避難を行う際には、県境を跨ぐ避難が行われることもあることから、UPZ以遠へ避難する場合の資機材等の設置を以下の場合に限り認めることとする。

1. 対象予算

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

2. 必要要件

避難先となる自治体と避難する自治体間において、避難住民に関する協定が事前に締結されており、緊急時においても実効性があること。具体的には避難する自治体の地域防災計画に具体的記載がなされていること。

また、資機材等の設置・数量の妥当性等の実装性の確認に当たっては、地域の原子力防災専門官と調整し認められた場合とする。

3. 運用方法

(1) 受入自治体（UPZ以遠の自治体）に整備する資機材等※は、UPZ内から避難する者のために使用するものに限定する。

※資機材等：スクリーニング機器、スクリーニングに従事する者の放射線防護類（マスク、スーツ、線量計等）等の原子力災害に必要なものとする。

※資機材等の対象については、当室予算班へ問合せのこと。

(2) 資機材等は、避難する自治体が購入し受入自治体に保管する運用とする（資機材等の管理は交付対象の自治体が行う）。なお、機器等の維持管理費、保管する倉庫代等については避難する自治体へ交付する予算を充当して構わない。

(具体的イメージ)

- ・避難する自治体Aでスクリーニング機器を購入。
- ・避難住民に関する協定が締結されている受入自治体Bへ資機材等を保管・搬送し、自治体Bの保健所等が保管・管理（自治体Aは財産台帳等の管理）。
- ・緊急時に受入自治体等が避難者のために使用。

広域的な避難に係る県境を跨ぐ資機材等の設置について
～QA集～

QA集	質問	回答
1	運用開始はいつからか。	平成25年度予算(緊急時交付金であれば平成25年8月26日の交付決定日)から運用可能。
2	QA集は自治体へ配布していいか。	問題ありません。
3	必要要件である避難住民に関する協定が事前にされていることは必須事項か。	必須事項です。限られた交付金の使途を限定し、実効性を高めるためです。
4	市町村レベルの協定書がなくても県レベルのものがあればいいのか。	市町村レベルの協定書が必須ではありません。県レベルの協定書に市町村の記載があれば認めます。
5	実効性があることとはどこまで求めるのか。	例えば避難する県と避難先の県で緩やかな協定書が締結(緊急時には避難先として協力する等の書きぶりのみ)でなく、具体的にA市がB市に緊急時には避難することが明記されていること、もしくはA,B市はC,D市に緊急時にはその事態の進展を考慮し流動的に避難する等の記載があること。(抽象的な書きぶりにならないことが重要)
6	避難する自治体の地域防災計画に記載されていることとあるが見直したばかりですぐに変更できない。	実効的な体制の明確化の観点から、地域で策定する防災計画へ具体的な記載がされていることが基本です。地域防災計画へ具体的に明記できることが理想ですが、地域での防災計画の在り方、マニュアル、運用の手引き等にその旨の記載されており、防災専門官がそれを確認し、認めた場合には可とします。
7	資機材等を使用できる人は誰か。	避難する自治体の住民のために使用する者に限定。具体的には避難所等で活動する避難する自治体や避難先の自治体の職員等。避難先の自治体の住民が使用するなどして避難する自治体の住民への対応に支障が生じることがないように留意願います。
8	資機材等とは具体的にどのようなものか。	避難する自治体の住民のために使用する資機材等であり、原則的にこれまで自治体向けの交付金で購入してきた、避難する自治体の職員等が使用するもの(交付金の運用の手引きに記載がある資機材等)に限定してください。交付金のパイは限られているため。また、避難先の自治体職員等が避難する自治体の住民のために使用するもの(例えばスクリーニング機器、マスク、スーツ等)は対象とします。これまで購入したことが無いものを購入する場合は、内閣府原子力災害担当対策室宛てに地域の防災専門官を通じてご相談ください。
9	避難先の自治体に保管する倉庫代等の費用は認められるのか。	避難する住民のための資機材等を保管する倉庫代等を交付対象自治体が支払うことは可能です。
10	交付金の手引き書に具体的に記載する予定か。	手引き書に記載することはありません。この事務連絡及びQA集をもって運用いたします。
11	避難先の自治体に保管した費用分について、交付金を増額してもらえるのか。	交付対象の自治体へ交付した予算の範囲内で運用していただきますので、増額はありません。
12	誰が管理するのか。	緊急時の運用や平時の適切な保管管理の観点から、避難先の自治体の施設等に保管することを基本し、避難先の自治体の施設等での保管が不可能な場合は当該施設等に隣接する倉庫等を借り上げることも可能とする。資機材等の直接的な保管・管理責任(財産管理など)は避難元の自治体が行い、日常的な保管・管理の具体的な方法・責任等については自治体間で取り決めておくこと。なお、サーベイメータ等の校正が必要な機器(消耗品以外)は避難元の自治体が管理すること。
13	県境を跨がないと対象とならないのか。	広域避難としてUPZ以遠へ避難する場合も該当。例えば同県でUPZ以遠の市町村も対象となる。

(参 考)

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成 2 5 年 9 月 3 日
原 子 力 防 災 会 議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径 3 0 km 圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

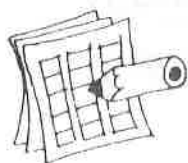
2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

公益社団法人 茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	吉成好信 (代表理事)	監事	飯田正美
副理事長	鈴木博久	研究員	黒江正臣
副理事長	帯刀治	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	波多昭治
理事	堀良通	研究員	柴山章
理事	佐川泰弘	研究員	菅谷毅
理事	菊池正則	研究員	大高みよ
理事	石松俊雄	研究員	有賀絵理
理事	今井路江	研究員	本田佳行
監事	木村重雄		



自治権いばらき

No.119 2016年1月30日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 吉成好信
印刷 凸紋字
水戸市栗崎町1242 TEL 029-269-2307